

令和2年3月4日（水）

2 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、5番・小川公威君の発言を許します。5番、小川公威君。

(5番 小川公威君 登壇)

○5番【小川公威君】 議席番号5番、小川公威です。改選後、そして石崎議長就任後、初の一般質問ですが、その一番最初、トップバッターを務めさせていただけるのは大変光栄に思っております。少々緊張しておりますが、しっかり質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問を始めたいと思っております。今回、私は、空家対策について、健康診断について、自殺対策についての3点について質問いたします。

まず、空家対策について質問したいと思います。少子高齢化の進展や人口減少社会において、空家に関する問題は全国的に表面化しており、中には倒壊の恐れがあるもの、雑草の繁茂による近隣への悪影響や通行の支障、ごみの散乱など、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、大きな社会問題となっております。我が町でも例外ではなく、空家は存在し、このまま何か有効な手を打たなければ増え続けてしまうのではないかと危惧しております。

そこで1つ目の質問として、空き家バンク等の取り組みの現状と今後の方針はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、空家対策といたしまして、管理が著しく不十分な空家については、上三川町空家等対策協議会において特定空家の認定を行い、適正な維持管理の助言、指導等を行っているところでございます。また、空き家バンクにつきましても、昨年、栃木県宅地建物取引業協会と空家等の媒介に対して協定を結び、空き家バンクの運用を行っているところでございます。今までに空家の所有者等から数件の相談がありまし

たが、登録までは至ってない状況であります。

今後につきましては、まず多くの方に空き家バンクを知っていただき、登録物件を増やすことが重要であると考えております。そのため、新たな取り組みといたしまして、固定資産税の納税通知書に空き家バンクの案内チラシを同封するなど、建物所有者等へ周知を図り、空き家バンクの活性化につなげていきたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは再質問させていただきたいと思います。

以前、同僚議員の質問の答弁でですね、我が町の空家は175件とお聞きしておりますが、今現在、何件ございますでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 空家の件数にいたしましては、平成29年度に空家の実態調査を行いまして、当初は175件ございました。今までにですね、新たに空家を確認した件数は13件ございます。またですね、所有者と民間業者間でのですね、売買や解体撤去等によりまして空家が解消になった件数がですね、27件、今までにございます。現在、町で空家として把握してる件数といたしましては161件になりまして、当初から比べますと14件減ってる状況でございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 175から161ですか、減ってるということで、非常にいいことだと思います。

それで、その161件の所有者というのは、全員把握、全案件把握できてるんでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 所有者等につきましては、把握してございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 では、例えばですね、近隣住民等からですね、何か苦情なんか寄せられた場合は、その都度、所有者に連絡とって対応はされているということよろしいでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 空家の適正化につきましては所有者の責任でありますので、苦情等がありましたら、町ではまず現地を確認いたしまして、所有者や相続人等ですね、をその後確認しまして、適正な管理をしていただくように訪問したりとか、あとは現地の写真を、状況を撮りましてですね、その写真を文書等に添付しまして、周知等を行ってるところでございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そもそもですね、そもそものことをお聞きしたいんですけども、空家になる要因、理由なんかっていうものはどんな理由があるんでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 空家になる原因といたしましては、先ほどお話がありましたように、少子

高齢化によります人口の減少とかですね、減少してる中でですね、単純には全体の住宅数が世帯数を上回ってることによるかと思います。国の調査などによりますと、空家ですね、なった住宅の取得の原因といたしましては、相続が半数以上を占めているというようなことがございます。また、空家にしておく主な理由といたしましては、物置として使用しているとかですね。あと、解体費用がなくてそのままの状態っていうような理由がございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 今のは一般的な、全国的な話ということですかね。上三川でもそれが当てはまるということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 町のほうも同じような理由でございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 空き家バンクの制度運用から約1年たったと思うんですけども、先ほど町長の答弁のほうからですね、空き家バンクに登録がまだないと。余り活用されていないということですけども、その主な要因は何だとお考え、なっておりますでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 空き家バンクや空家の適正な管理につきましては、ホームページや広報等で周知をするとともにですね、空家の所有者に対しまして、個別に空き家バンクへの登録へのですね、周知を図っているところでございます。

要因といたしましては、所有者の方が空き家バンクの登録に消極であることとですね、あと、空家の所有者の方が直接民間の不動産会社等にですね、依頼をいたしまして空家の売買などを行っておりまして、流通がされているため、空き家バンクの登録までには至っていないかと思われまして。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 認知度の問題ということもですけども、先ほど町長の答弁にあったようにですね、納税通知書と一緒に案内するというのは非常にほんとにいい案だと思いますし、所有者と民間業者が直接やりとりするというのは、それはそれで空家が減ればよいことなのかもしれませんが、せっかくつくった空き家バンクですので、積極的に活用してもらうにはですね、何か特典的なものが、何か登録すると何かいいことがあるというか、何かそういう特典的なものがあると皆さん活用していただけるんじゃないかと思うんですね。

そういったことで、近隣自治体なんかはですね、空き家バンクに登録された建物のリフォーム工事の一部をですね、補助したりしておりますけども、我が町でも今後そのような補助を考えてみてはどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 現在、空家に対しての補助事業、補助につきましては、定住促進の、定住促進を図るためにですね、住宅取得のための支援事業を行ってございます。その中でですね、中古住宅

につきましては町内全域を対象に購入された方に支援を行っておりまして、空家の予防、対策にもつながっているものでございます。

空家のリフォーム補助につきましては、国や県のですね、補助金の制度などを含めまして、町の実情に合った形で、今後調査・研究をしていきたいと思っております。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうですね、すぐにということじゃなくてもですね、ある程度今後状況を見て、そういったことも検討していただければと思います。

それで、先ほど空家の件数は161件と答弁ありましたが、そのうちですね、特定空家、特定空家は何件あるか教えてください。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 特定空家と認定した件数につきましては、4件でございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 その4件は、今どんな状況になっているのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 まず1件につきましては、宅地内の納屋の破損がですね、ひどい状態です、そのまま放置すれば倒壊等の恐れがあるということで、認定を行いました。が、その後ですね、現在はその納屋のほうは解体されまして、解消された状態でございます。

2件目につきましては、住宅の開口部などがですね、の破損がひどい状態で、人の出入り等ができるような状態であったためですね、周辺的生活環境の保全を図るため、認定となりました。そちらにつきましてもですね、現在は出入りができないようにふさがれておりまして、管理はされてる状態でございます。

残りの2件につきましては、家屋の破損がしておりまして、倒壊等の恐れ、もう将来的には倒壊の恐れがあるところでございまして、あと樹木、木がですね、建物を覆うほどに生い茂っているような状態で、保安上、危険とされてるところもありまして、認定をしてるところでございます。こちらの2件につきましては、引き続きですね、相談、指導等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 じゃ、4件のうち、その半数の2件は解消されたということですね。いざとなればですね、代執行という手段もあるとは思いますが、できるだけ穏便に、残りの2件もですね、いろいろ事情あるんでしょうから、それでもなるべく早く解消できればよいと思います。

先ほどの答弁でもありましたようにですね、金銭的なもの、費用の問題でですね、所有者が二の足を踏んでしまっているケースが全国的にも多いように思います。解体すれば費用がかかりますし、税金面で言えばですね、上ものをそのままに残しとけばですね、更地にするより安く済むと考える人もいるようなんですね。ですので、解体費用の撤去の一部をですね、助成したりとか、また更地にした場合、何年か固定資産税を安くするなどの制度をつくってですね、それを運用している自治体もあるようですので、我が町もそのあたりですね、検討してみたいかと思うんですけども、これは質問というよ

りこの場をかりて提案ということでさせていただきます。

調べましたらですね、2018年の都道府県別のデータで、栃木県は空家率21.1%、ワースト10位となっております。あと、ここ5年間の空家増加率はですね、栃木県12.3%で、これもワースト10位となっているんですね。

我が町も、先ほど答弁にもありましたように161件の空家があるんで、しっかり対策していかないとですね、今後増えていってしまっただけでは困ると思いますので、空家対策、特に空き家バンクの有効な運用ができるようですね、私もしっかり応援したいと思いますので、引き続きのご尽力をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

では、次に、健康診断についてお聞きします。

健康は何よりも大切です。今の時代、医療の進歩は目覚ましく、大抵の病気は早期発見し、適切な治療を受ければほとんど根治できると言っても過言ではございません。実際、私のごく身近な知人もですね、数年前、町の検診で早期の胃がんが見つかり、適切な治療を受けたおかげで現在も元気に暮らしております。そういったこともあり、私自身も健康診断はとても重要だと実感しております。

そこで健康診断について、1点目として、現在までの実績を踏まえ、今後はどのような方針で進めていくのか。

2点目として、個別健診の指定医療機関を、町民それぞれの生活圏も考慮し、近隣市町の医療機関も含め、指定してはいかがかと考えるが、町としてどう考えるのかお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

町では、現在、健康診断として年28回の集団検診と個別健診、また、国保、後期高齢者医療に加入されている方につきましては人間ドック受診の助成などを行い、町民の皆様に対して健康を維持・増進できるよう支援しているところでございます。

この健康診断の現状ですが、例えば特定健診の受診率で申しますと、平成30年度法定報告値は49.2%となっており、栃木県内では、茂木町、大田原市、芳賀町、下野市に次いで5番目という状況でございます。一方、町で定めている特定健康診査等実施計画では、特定健診の目標値を令和5年度で60%と設定しており、現在の受診率と大きな乖離がございますが、引き続き広報、ホームページ、かみたんメールを利用した周知活動や、案内文書をさらにわかりやすいものとするなど、受診率の向上を図り、町民の皆様の健康維持に努めてまいる考えであります。

2点目の質問についてお答えいたします。

町で実施している個別健診につきましては、毎年7月から12月までの6カ月間、小山地区医師会と委託契約を結び、上三川町内にある医療機関12カ所の協力を得て実施しているところであります。

議員ご提案のような、町外の医療機関との委託実施について、幾つかのメリットがあることは承知しておりますが、現状においては町内のみの体制で十分に受け入れ可能であることから、町外の医療機関は対象としていないところであります。

町の各種健診事業の推進に当たっては町内医療機関の協力が必要不可欠でありますので、委託範囲の

拡大につきましては地区医師会等、関係機関のご意見を伺いながら、他市町の動向などを含め、調査・検討していきたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 町長の答弁にあったように、平成30年は49.2%、県内で5番目ということですが、私も我が町は受診率、非常に成績いいのかなと思っておりました。

そこで再質問なんですけど、一応確認の意味です、特定健診の受診率の推移が過去3年ぐらいどんな感じになってるか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 特定健診の受診率、過去3年間ということで、先ほど平成30年度の49.2%をお知らせいたしましたので、それより3年間さかのぼりまして、平成27年度、45.9%、28年度、47.6%、29年度、47.5%、以上となっております。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 27年は45.9で、28年は47.6ということで、徐々にでも上がってる感じですかね。非常にいいことなんだと思うんですけども。

それで、年代別で見た場合、年代ですとか性別で見た場合、その受診率なんかはどんな感じになってるんですか。これもある程度、3年ぐらい、もし教えていただければ。出なければ、傾向でも結構です。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 それでは、男女別、年代別ということですので、ちょっと煩雑になりますが、細かくお知らせいたしたいと思います。

まず、男性ですが、40から44歳、32.6%、45歳から49歳、申しわけありません、これは平成30年度の数値になっております。45歳から49歳が28.0%、50歳から54歳、こちらが27.5%、55歳から59歳、38.1%、60から64歳、38.2%、65から69歳、51.3%、70から74歳、こちら、54.2%となっております。

同じく女性につきましては、40から44が40.9%、45から49が33.9%、50から54、こちらが38.5%、55から59、43.8%、60から64、52.7%、65から69、57.8%、70から74、59.1%、以上となっております。

こちら、年代別、男女別に見ますと、やはり40代、50代の方の男性の方の受診率が非常に低くなっている。この傾向につきましては、過去3年、それにさかのぼりましても同じような傾向でございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 やはりそうですね、40代50代、働き盛りの男性、なかなか受診率、上がらないような感じ、これは我が町だけじゃなくて全国的な傾向なんじゃないかと思うんですけども、そこから辺、何か受診率を上げる、その男性、40代、50代、上げる何か考えとか、何かそういう施策みたいのはお持ちでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 特定健診ということでございますので、対象は国保の方が対象になります。40代、50代の国保の方といいますと、やはり自営の方、想定されますが、やはり働き盛りであり、家庭あるいは社会における負担が大きいということで、なかなか受診に足が向かないというのが現状だと思います。

そのようなことは町としても十分認識としておるところでありまして、対策としましては、新しく40歳になる方、そういう方に対しまして、目にとまるようなパンフレット、ほかの受診者の方とは別にお送りしております。また、特定健診の始まり、やはり40歳の節目の方には無料クーポンを配付して、受診の喚起を行っているところでございます。また、令和元年度、今年度につきましては、小中学校のお子さんを通して保護者の方を対象にしたパンフレットを作成いたしまして、学校を經由した配布、周知をしているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 いろいろ対策とか、いろいろ考えてくれてるのはよくわかりました。引き続きいろいろそこら辺、検討していただければと思います。

それですね、健診の自己負担額、自己負担額があると思うんですけども、ちょっと調べましたところ、各市町によって金額が差があるようなんですけども、そもそもその自己負担額っていうのはどうやって決定してるのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 自己負担額ですが、こちらにつきましては平成19年度と21年度、このときに高齢者保健福祉介護保険事業運営協議会というものを開催いたしまして、その中で金額のほう、決定しております。基本健診、このころは特定健診と言わず、基本健診という言い方をしたかと思うんですが、そのときにはやはり近隣の状況を参考しながら200円程度と。また、がん検診につきましては、おおむね全体の検診料の2割程度ということで決定したようでございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 その辺ですね、町民の負担を考慮して、安いと思うんですけども、私個人はですね、自己負担額を少しでも安くすることを検討してみたいかと思うんですけど、その点どうでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 先ほどの200円、また、現在でも200円で受診していただいておりますが、という額の決定につきましては、やはり当然高額にすれば受診率は下がります。なので、そのぎりぎりのラインを探ったところを200円程度ということで決定したものでございます。

確かに市町によりましては丸々無料でやってるところもありますが、本町につきましては自ら、わずか200円であっても自らお金を払って健診をしていただくという意識を、意識づけですね、健診に向けての。それと、その健診を受けた後の、200円を払って健診を受けたんだから、結果としてこういう結果が出た、ちょっとそこについては自分でも責任を持ちたいと。持っていたきたいと。あるいは、精密検査という結果が出た場合には、すぐやはり精密検査に、受診していただくっていう、そういう意

識づけ、自分である程度負担したことにより意識づけというのは出てくると思いますので、その辺も含めまして、現在のところ無料で実施するという考えはちょっと持っておりません。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 その点はですね、今後もですね、他市町との比較とか、いろいろ見て、確かにその意識づけという意味では必要なのかもしれませんが、実際、近隣の市とかはゼロ円、ただでやってるところもありますんで、今後そこら辺、検討していただければと思います。

我が町はほんとに他市町と比較してもですね、健康診断とか健康面の政策とかについては非常によくやっていただいているなと感じておりますんで、今後もですね、どんどん受診率を伸ばしていただいて、1人でも多くの町民の健康を守っていただけるよう、引き続きのご尽力をお願いしたいと思います。

それで、2点目の指定医療機関の件ですけれども、町長の答弁のように、いろいろ、関係機関とかとの、事情というか、いろいろあるでしょう。それはわかるんですけども、特に後期高齢者健診ですね。75歳以上の方なんかは移動手段が限られてたりですね、体力などを考慮すると、やはり少しでも近いところ、行きなれた医療機関で受けられるといいなと思います。

私の住んでる多功地区の方たちはですね、どちらかというと生活圏は下野市のほうにあるんですね。医者にかかるのも、スーパーに買い物に行くのも、下野市に行く方が結構多いんです。それで、去年は政治活動ですね、町民の皆様とさまざまなお話をする機会が多かったのですが、この高齢者健診ですね、指定医療機関については、1人や2人じゃなくてですね、何人もの方からどうにかならないかというご相談を受けました。中には自転車で、町なかのですね、病院に健診に行く途中、遠いので休み休み行ったんだけど、それでもう疲れてしまって、病院に着くころには具合が悪くなってしまったと、切実に訴えてくるご年配の方もいました。

以前ですね、同僚議員の一般質問に対する答弁で、これからは公共施設の広域利用を積極的に行っていこうという話があったと思うんですけども、この健診のですね、指定医療機関についても広域で考えていただきですね、利用できるようになればいいんじゃないかと思いますので、さまざまな事情があるのはわかりますけれども、ぜひその点ご理解いただいてですね、徐々にでもこの方向になるようにですね、関係機関や近隣市町なんかともですね、に働きかけていただければなと思います。そのことをですね、お願いさせていただいて、次の質問に移りたいと思います。

では、最後に自殺対策についてお聞きいたします。

我が国においてですね、自ら命を絶つ人は年間2万人を超えています。平成10年以降、毎年3万人を超える深刻な状況が続いていたことを受けて、平成18年に自殺対策基本法が制定され、平成28年には都道府県、市町村に自殺対策計画の策定を義務づけ、平成29年には自殺総合対策大綱が閣議決定されるなど、国を挙げて対策を講じたことにより、年々減少傾向にはありますけれども、残念なことに、いまだ2万人を切るには至っておりません。2万人ということは、単純計算で1日に55人程度が自ら命を絶っていることとなります。

我が町でもですね、年間に何人かの方が自ら命を絶っているとのデータもございますので、自殺者をなくすために、町としての取り組みの現状と、今後の方針はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

町では、自殺対策計画を含む健康増進計画を昨年度策定いたしました。その自殺対策計画の目標とは、「人と人とのつながりで、自殺に追い込まれることのない、生き心地のよいまちづくりを目指します」と掲げているところでございます。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であるという考えを基本に、思い詰めた方が自殺を考える前に何らかの機関とつながり、相談できるような取り組みを展開しております。具体的には、町では心の相談を初めとして、法律相談、多重債務相談など、専門家に委託して実施しているほか、町健康福祉課窓口でも保健師による相談、生活保護相談など、多様な悩みに応えられるよう用意しているところであります。

このほか、当事者に寄り添うゲートキーパーの養成講座も開催しております。これは、身近に住む人たちに悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人として地域で活躍していただくことを目的に開催しているもので、平成26年度に初めて開催して以来、243名の方が終了しております。

また、地域においてはゲートキーパーのほか、民生委員、ケアマネジャーなど、地域の人たちに直接かかわる職種の方々からも情報が集まるよう、ネットワークの構築にも努めております。さらに、3月は自殺対策強化月間であることから、今月号の広報と同時に自殺予防のパンフレットを全戸配布したところであります。

今後とも悩みを持った町民が孤独となって自殺に追い込まれないよう、相談先の周知啓発に一層力を入れ、つながっていけるよう、セーフティネットを強化していく所存であります。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 町のほうでもいろいろ取り組んでいただいているのはよくわかりました。

今回ですね、この質問をさせていただこうと思ったのは、実は私、私事で恐縮なんですけれども、ちょうど1カ月前ですね、高校のときからの大親友が自殺してしまったんですね。正直、いまだに私もショックですし、まだ心の整理がついていない状態なんです。その亡くなった友人のお母さんはご健在なんですけれども、ひとりで暮らしているので話し相手もいないんだと思うんです。あれから3日に1回ぐらいのペースで私に電話してくるんですね。多いときには1日何回も。まだ1カ月しかたっていないし、当然そのお母さんは心の整理なんかつかないですね。80歳なんですね。毎回、「何でこんな年になってこんな思いをしなくちゃいけないだろう」と泣かれるんです。もう本当、こっち、聞いているほうもやりきれなくなっちゃってですね。

それで、私、その友達を自殺で失ったのは今回2回目なんです。7年前、中学校時代のもので、友人がやはり自殺で亡くなっているんですね。本当、子供のときから仲良かった友人で、成人してからもよくお互いの家を行き来したりなんかしてたんですけども、彼も自ら命を絶ててしまいました。毎年お盆と命日にはお線香をあげに行くんですけども、ご両親は7年たった今までも、まだ心の整理ができてない様子なんです。多分ずっと整理できないんだと僕は思うんですけども、本当、悲劇ですね。

ちょっと話、長くなりましたが、再質問させていただきます。

まず、数字的なことをお聞きしたいんですけども、町内の自殺者の数、その推移は、この直近で結構なんで、把握しておりますでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 それでは、町内の自殺者の方の数でございますが、平成25年度からただいま手元に数字ありますのでお知らせいたします。25年度が、すいません、これ、度ではなくて暦年になってます。1月、12月の集計です。25年が6名、26年が8名、27年が6名、28年が7名、29年が4名、30年が3名、平成元年が6名、以上となっております。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 我が町でも、やはり年間、1桁の方ですけども、やはり亡くなってる方がいるんですね。

例えば、性別とか年齢別なんか、そこら辺は出るんでしょうか。その傾向というか人数は。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 申しわけありませんでした。それでは、ただいまの25年からのもの、男女別に報告させていただきます。

平成25年、男4、女2です。26年、男6、女2です。平成27年、男5、女1、平成28年、男4、女3、平成29年、男2、女2、平成30年、男3、女ゼロ、令和元年、男4、女2、以上でございます。

総じて男性の方が大体3分の2、67.7%、68%程度ということになっております。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 やはりいろいろ、男性がやっぱり多いんですね。

私ちょっといろいろ調べてみたんですけども、やはりその理由的なものは、もちろん生活困窮とかいろいろ事情、あつたりするんですけど、結構、健康面、健康面というの、やっぱり心の病気の方がですね、やっぱりその理由として多いように思うんですね。1つの原因じゃなくて結構複数抱えちゃうと、結構苦しくなって、自分から命を絶っちゃう人が多いようなんですけども、生活困窮やですね、いじめ、社会的要因が主な場合もあるんですけども、そういった場合でもですね、精神健康を保てていればですね、安易に自殺に踏み切る確率も低くなるだろうし、そういった意味で、やはり悩みなんかですね、抱えてる問題、相談できる相手や相談する場所が身近に存在することが重要なんじゃないかと思います。

町長の答弁のほうでも、町としてもさまざま取り組みをしていただいております、命の門番であるゲートキーパーの養成もそうですし、定期的に心の相談、心配事相談など、開催していただいております。ただですね、やはりそれは日にち指定だったりとかですね、時間が決まっていたりして、それだと相談したいときに相談できないケースも発生してしまうと思うんです。調べてみたらですね、自殺を試みる時間帯は深夜からですね、明け方にかけてが一番多いというデータもございますし、やはり夜中というのはですね、孤独感を感じやすいですし、考え事をしてもですね、後ろ向きな考えになりがちですので、そういった時間帯にですね、何か相談できる場所があればいいんじゃないかなと思っております。

これは要望なのですが、町のホームページの中にですね、心の健康というのがあって、そこには掲載されているのですが、24時間できる栃木いのちの電話の、栃木いのちの電話というその連絡先をですね、町の広報紙なんかには毎回掲載していただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 ただいま議員からお話ありましたいのちの電話、こちらは社会福祉法人が実施しているものでございますが、電話相談で24時間体制、相談体制を敷いているというものでございます。

やはり、先ほど議員お話にありましたように、相談先一覧につきましては、3月の広報と一緒に配りました健康カレンダー、こちらの中に一覧を載せてあります。また、広報の本紙におきましても一覧表のほう、載せていただいております、周知のほうは図ってるところでございますが、確かに既刊的なものとなりますと常に目につくというものでありませんので、必要なときにわからないという現状はあると思います。毎月の広報への掲載、こちらにつきましては今後広報を担当します企画課のほうと相談していきたいと思っております。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 ぜひですね、9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間だけじゃなくてですね、毎回上三川の広報紙に掲載していただければ、それだけの多くの町民の方の目にとまる確率も高くなりますしですね、それを見て電話をかけて、苦しんでる方が1人でも救われればよいと思っております、ぜひ前向きな検討をよろしくをお願いします。

自殺者を減少させるには、自殺未遂者の再企図防止も重要になってくると思うんです。1度自殺を試みた人は、6カ月以内に再企図する可能性が高いというデータもあります。ですので、最低その期間は防止策としてですね、関わった医療機関、相談機関、行政機関など、家族も含めてですね、情報共有してですね、包括的にケアができるような仕組みをつくれたらいいなんて、私個人的には思ってるんですけども、現実的にですね、町としてさまざまな要因を勘案してですね、どの程度関わられるのか。どこまで関わっていいのかという問題はあると思うんですけども、どうでしょう、今私の提案というか話を聞いて、この件をどう思われますでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 1度自殺を図った方、2度目、3度目があるというのはよく話としては聞くところです。

町として関わることといいますと、やはり先ほど幾つかありました相談窓口、こちらの周知、あるいはその相談体制、保健師等による相談体制の強化ですとか、あるいは町長の答弁にもありましたが、地域のネットワーク、民生委員さん初めゲートキーパーの方、そういう方々からいろいろ情報を吸い上げる、あるいは出していただいて、早い段階でかかわれば有効なのかと思っておりますが、なかなか自殺という非常にセンシティブなものでございますので、行政としましても入り方としては非常に難しいところで、苦慮してるところではございます。

○議長【石崎幸寛君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 本当に行政としてどこまで関わるのか、関わられるのかっていう問題もあると思

うんですけども、やはり自殺はですね、当人はもちろんですけども、残された家族も本当に悲惨です。我が町からですね、自殺者を出さないようにですね、毎年自殺者ゼロのまちを目指して、引き続きのご尽力をお願いしたいと思います。

最後に、年末の忙しい時期にですね、加え、新型コロナウイルス等で町長初め職員の皆さん、大変だとは思いますが、どうか体調に留意されですね、何とかこの危機を無事乗り切っていただきたいと、私も微力ながら何かあれば全力でお手伝いさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上で質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 5番・小川公威君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 順序に従いまして、私の質問に入らせていただきます。

私は3点ほどお聞きしたいと思っております。1つ目は、台風19号の水害についてお伺いしたいと思います。2つ目に、いきいきプラザを指定管理についてお伺いします。3つ目、情報公開について質問したいと思います。

まず最初に、台風19号の水害に、水害の復旧の進捗状況はどうか。

2つ目、五分一地区の赤沢川改修に関する要望書について、どのような対応を考えているか。

3つ目、赤沢川の増水の解決策はどのように考えているか。

赤沢川の水門の開封の自動化の解決策はできないものかについて質問したいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問に1点目についてお答えいたします。

台風19号によって受けた公共土木施設の被害は、町道で28カ所、町管理の河川で5カ所、都市公園で1カ所ございました。12月、1月の国による災害査定を受けた後に速やかに工事を発注し、被災箇所への早期復旧に向けて工事を進めているところでございます。

次に、ご質問の2点目から4点目については関連性がございますので、一括してお答えいたします。

令和2年2月5日に、五分一自治会から赤沢川の堤防かさ上げに関する要望書が提出されております。また、過去の被害軽減対策の地元説明会において、赤沢川の排水樋門の自動化といったご意見が出ております。

これらの要望やご意見も被害軽減対策の1つの方法として考えられますが、昨年の台風19号による内水被害は、赤沢川だけでなく、田川へ流入するその他の河川においても発生しております。このような大規模な水害に対し、その被害を最小化させるためには、局部的な対策を実施するだけでなく、広域的な対策が必要であると考えますので、今後につきましては今回の台風第19号の被害状況を検証し、田川の管理者である県の動きと連携して、町内の被害解消に取り組んでまいります。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 再質問したいと思いますが、それでは1つに、町内全ての水害に解決する方法は何か見出せたのでしょうか。また、これに対する町の予算はどのぐらい用意できるのかをお聞かせ願えますか。

○議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問に対しましてご回答申し上げます。

まず1つ目、町内全ての水害に対しまして、解決策はどういった解決策があるのかといったようなご質問についてですが、今回は田川沿川、下流で言いますと五分一地区、それと上梁地区と石田地区、こちらのほうで浸水被害が発生しました。いずれも田川へ流入する箇所の内水被害で多くの被害が発生しておりますので、今回、県のほうのですね、管理しております田川ということがございますので、そちらのほうと連携しまして、県のほうでも今後対策を進めるということで聞いておりますので、その状況を勘案した上で、町のほうでも検討していきたいということで考えております。現在どのような解決策かというものは今後検討していくということで、具体的なものはですね、まだちょっと出ておりませんので、ご了承願いたいと思っております。

またあと、この全ての水害に対してどの程度の費用、これが用意できるのかということですが、こちらのほうにつきましては、対策の工法、それによりまして金額が非常に変わってくると。またですね、対策によっては長期化するものというものも考えられますので、できる限り効率的なもの、要は効果的なものをですね、早期実現性が図れるようなものを検討していくことによって、費用も抑えられますし、対策の効率化というものも考えられるのですが、現在のところですね、どの程度の費用が必要になるかという試算もできておりませんので、その予算が確保できるかというものにつきましては、今後検討した上での、その上でまた考えていくということになるかと考えております。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何度もですね、このような水害に当たっている人たちは切実な思いをしてるわけですよ。雨が降ってきた、学校の体育館に疎開しなきゃとかかっていうこと、もう常習化してるんですね。幾ら水害が異常気象でたびたび起こる起こるといって、想定外だといってもですね、なってる箇所はおのずと決まってるわけですよ。その決まってるところの施策、方策がいつまでたっても見出せないというのは、現場に行ってそれをきちっと見てないからだというふうに思ってます。それにはお金がかかる、かかる、お金がない、お金がないというのが上三川町の言い分ですが、町民を大事にしなかったらお金も入ってこないわけだから、その分、使わなきゃいけないんじゃないですか。町長、そう思いませ

んか。どうですか。

○議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 田川の内水被害対策につきましては、過去の水害の規模によって、県と連携して対策を進めてきたところであります。ただ、今回の台風19号においてはそれ以上の水量が上流から流れてきたということで、今回台風19号において、県のほうで今進めている河川の対策にあわせて本町としても内水被害等を一緒に調査・研究していくということで、今、検討、話を合わしているところでございます。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 古い年とった方が、赤沢川の氾濫は今始まったことではないということで、え？ ということで、私も現地に年長者の方と行ってきたんですが、江戸時代末期、明治時代に何度か氾濫があったために、みんなして山の中に水路をつくったという話がございました。その水路は現実にはありました。それは、畑、田んぼに水を自然に流して氾濫を抑えてたという跡があったんですね。こんなことを昔の人がやって考えてることを、現代人が考えられないということはないだろうというのが私の実感でした。

その赤沢川のお金が、要望していることは、かさ上げをして橋を高くしてくれれば流れるほうが一定化するんで、畑、田んぼを持つてる人には申しわけないんですが、自然の流れでもって武名瀬川に放水できないということなら、自然の流れでそういうふうな対策ができるんじゃないかということで要望書は私に出していいかと言うから、どうぞ出してくださいと。私の力でそんなことできないんですから、要望はきちっと出してくださいというのがその要望だったんですね。

もう1つは、田川の水位が上がったということで、私も水門をやってみました。確かに水門は空のときはクルクル回ります。ところが、水が増水すると動くもどうも、それは1人や2人じゃとても動くもんじゃありません。こういう箇所が何カ所もあるために、田川が増水が上がるたびに畑、田んぼに水が流れてくるんだと。せめて水門のこのハンドルぐらいは自動化にならないものかと。それが切実なお願いでした。

そうすると今、現実には川中子やいろんなどころであるのは、田川に水が流れないために逆流してきて、畑、田んぼに流れてきたものが人家に流れてくるというようなことを聞いてました。せめて水位が上がったときぐらい動けるものを早急につくってやっていただければなというふうに思いますが、町長のご考えはどんなものでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 田川の水門の管理にいたしましても、その水門をどの程度開閉することが水被害が一番軽減できるかというふうなところも含めて、これから県のほうからもご指導いただきたいというふうに思っております。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私、声を大きくしてなぜ言うかという、もう五分一の水害は昔からあったということなんです。今現代のこんだけの機械化された世の中です、それが開放されない、水害から解放されないということは行政の怠慢じゃないかというふうに私は思うのであって、いずれにしても

早い時期に早い解決法を見出していただければと思って、次の質問に入りたいと思います。

いきいきプラザの指定管理についてご質問いたします。

指定管理業務の公募内容はどのようになっていたか。

指定管理業務の仕様書の内容はどのようなものか。仕様書どおりに業務が遂行されているのか。

自主事業の定義と趣旨についてどのように規定されているのかの3点をお聞きしたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問に1点目についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザにつきましては、平成30年度から令和4年度までの5年間の第3期指定管理者募集を平成29年度に行い、選定したところでございます。その公募要項の中で、「上三川いきいきプラザは、全ての町民が福祉の向上と健康の維持・増進を図るとともに、町民相互の交流の場とするために設置されました」とあります。公募要項の内容につきましては、この設置の目的を達成するために必要な管理・運営の枠組みについて記載しているところでございます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

指定管理業務の仕様書の内容については、公募要項と同じく、上三川いきいきプラザの設置目的を達成するために必要なことを盛り込んでいるところでございます。

適正に業務が履行されているのかとご質問でございしますが、町監査委員による監査や定期的なモニタリングなど、行政によるチェック体制や、利用者からのアンケート、苦情などによる利用者目線からのチェック体制も働いているところから、適正に業務が履行されていると考えているところでございます。このほか、臨時的に生じたもの、例えば施設の修繕工事などを実施した際にも、計画や見積りの段階から担当の点検が入り、修繕工事が終了したときにも都度検査を行っており、適正さを担保しているところでございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

自主事業の定義と趣旨につきましては、先ほど申し上げました公募要項の中で、「利用者サービスの向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者自らが実施する指定管理業務に影響を及ぼさない範囲で実施する事業」と規定されているところでございます。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 答弁ありがとうございました。

では、1つお聞きしますが、指定管理業務の中に第22条というのがあります。22条では、「町長は、毎年度、情報公開の実施状況を公表するものとする」とありますが、私が請求してきたいきいきプラザに関する情報公開の実施状況を公表していますか。それとも、しなくてもよい自主事業は何をもって判断しているかお示いただけますか。

○議長【石崎幸寛君】 勝山議員にお尋ねしますが、今の質問は3番に入りましたか、情報公開について。

○9番【勝山修輔君】 指定業務の、公募内容に入ってますから、22条が。何を聞いてんですか。公

募内容には何条何条って全部載ってるんですよ。その22条を聞いてるんです。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 ただいま勝山議員のおっしゃってます22条というのはどこの部分だからちょっと判断つかないので、詳しく教えていただきたいんですが。

(「反問権行使するんだよ」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 議長、反問権の行使をお願いしたいと思います。

○9番【勝山修輔君】 それじゃね、指定管理の公募内容の1条から全部、20条でもここまで全部あなたは持ってますか。持っていないなら、そういう反問権を行使しないでください。私は調べて載ってるから22条と言ってるんです。

○議長【石崎幸寛君】 ちょっとお待ちください。

総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 ただいま議員がおっしゃっております第22条につきましては、町の情報公開条例による第22条だと思ってございます。この第22条につきましては、町が情報公開したその状況について公表するというような規定になってございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今最初に言った公募内容の中にこれは含まれてるし、次の管理業務の仕様書の実態にも含まれるんですよ、何条ってのは。いきいきプラザに関連したものを聞いてるんで、情報公開はその後やりますから、そのときにもまた同じことが出てくる可能性はあります。

ただ、仕様書に書いてるとおりに私はしてますかと聞いてるんですね。してないならしてない、なぜしてないんだということを明確に答えればいいんじゃないですか。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山議員、もう一度繰り返してもらえますか。

○9番【勝山修輔君】 ですから、中身を内容を言うとね、情報を公開しなきゃいけませんよと言ってるのにも関わらず、公募条例の中にも入ってるはずですよ。それにね、請求した情報公開が公表してないから、なぜしてませんかというふうに聞いてるだけです。公表してればしてると言ってくだされれば結構です。公共を受けてないから、なぜ公表しないんですかと聞いてるんです。

○議長【石崎幸寛君】 公表してるかどうかって。

勝山議員、次の質問に移ってもらえますか。

○9番【勝山修輔君】 じゃあね、それ、調べてきてください。あるかないか。

じゃあ、次の指定業務の仕様書の実態についてお伺いしますね。

「指定管理者とプラザ運営に当たり、次に掲げる項目に沿って実施してくださいというふうに町は指定してあります」とあるのでありますから今聞きますが、いきいきプラザ全ての、町長の先ほどの答弁にありましたとおり、町長、町民が健康維持・増進を図るとともに、地域住民の相互交流の場の提供をし、福祉サービスを提供するものとして設置されたと。使用費の増額を、年金者が増額をされればです

ね、年金者の健康維持や増進に寄与できますか。その辺はどう思うんでしょうか。料金を値上げをしたときには、いきいきプラザは全ての町民が健康を維持し、増進を図るとあるんですが、使用料を値上げをするとですね、年金者が、健康維持や増進に役に立たないというふうに思われませんか。どうでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 いきいきプラザの目的を達するためには、健康増進を図るためには、いきいきプラザを正常に問題なく運営していくということがまず一番必要であります。このたびの料金の値上げにつきましては、プラザを正常に運営していくために必要な措置として、使用料、利用料金の値上げについて、利用者の皆さんにお願いしたところでございます。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうするとね、最初の趣旨は、そのために健全な経営をしてるかしてないかは誰もわからないんですよ、情報公開がないために。なぜそれが増進の全てになるんだということを、何を根拠にして値上げをすることが増進の、健全な経営なのですか。健全な経営っていうのは、きちっとしてるから健全経営ができないので値上げをしてくれという根拠がなければ、値上げする理由にはならないんじゃないですか。その根拠は何でしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 このたびの値上げの理由につきましては、以前議会でもご説明させていただきましたが、近年増大するいきいきプラザの修繕料、こちらにつきまして、利用している方にも受益者負担という観点から負担していただくというもので、高齢者、障害者の方を除いた方に値上げの不便をおかけしているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 課長さんがそういうことを言うんでしたら、いきいきプラザの指定管理料は町民が負担してますよね。そのいきいきプラザが、指定管理料を支払ってることすら知らない町民がたくさんいるということをご存じでしょうか。どうですか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 知っているかどうかというのは、申しわけありません、具体的にお聞きしたわけではないのでわかりませんが、指定管理料、こちらにつきましてはおよそ7割が町からの委託ということで、残り3割については利用されてる方の利用料金で賄っている事情でございます。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、仕様書の中にですね、「公の施設として位置づけを十分に理解し、施設の設置目的を逸脱するような行為及び広告宣伝は行わないでください」という条文があるんです。ところがですね、いきいきプラザには、皆さんがご存じのとおり、イベント、旅行、みかん狩り、いろんなもののポスターが張ってあります。そうすると、公の施設としてね、十分ってこれ、書いてあるのに、このイベントは健康増進に何の関係があるんだかちょっと説明していただけますか。

○議長【石崎幸寛君】 勝山議員、質問、通告質問と違う感じがするんですが、どんどん違うところに

行っちゃうような気がするんですけど、もうちょいまとめてもらえますか。

○9番【勝山修輔君】　じゃ、まとめて答えられますか。いいですか、今、いきいきプラザで全ての、ここにね、やっちゃいけないよって書いてあるんですよ。ポスターを、町のね、公の施設として十分位置づけ、十分に理解し、施設の設置目的を逸脱するような行為はだめですよといううたってるわけ、町は。それが、わかりやすく言えば、指定管理者と共同企画だとか、文言を変えたら、バスツアーや何かのポスターの中にベタベタベタ張ってあるっていうことなんですよ。これはしちゃいけませんよっていうのをしてるじゃないですかって言うてるわけ。それが健康増進にどう役に立つかって聞いてください。みかん狩り、劇場ツアー、ね。そういうイベントがなぜ、指定管理者と共同ならば、あの館内に、公共施設の館内に張れるのかっていうの。張っちゃいけないよと書いてあるんですよ。よく聞いてみてください。

○議長【石崎幸寛君】　つまり、禁止事項に入ってるか入っていないかっていうことを聞いてくれることですよ。

○9番【勝山修輔君】　禁止してるものをなぜ張らしてるかって聞いてんの。

○議長【石崎幸寛君】　禁止してるかどうかじゃなくて、禁止に当てはまってるかどうかっていうことを聞いてくれることですね。

○9番【勝山修輔君】　うん、当てはまるわけがないんだ。

○議長【石崎幸寛君】　プラス、健康にそれがつながってるかどうかってことを聞いてください。

執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】　自主事業でございますので、利用者サービスの向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者自らが実施するもので、指定管理業務に影響を与えない範囲で実施することを自主事業によって実施することができます。

ただいまのみかん狩りとかにつきましては、確かに健康に直接及ぼすものではないかなとは思いますが、利用者に対するサービスということでは効果はあるのではないかと考えております。

○議長【石崎幸寛君】　勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】　公の施設にポスターや何かを張っちゃいけませんよというふうに書いてあるものが、利用者の便宜上だからといって、いろんなものの張り紙を、共同企画だとか何とかってことはつくった趣旨に違うんじゃないですかっていうことを聞いてんでね、課長の主観を聞いてんじゃないのね。

それで今、なぜ料金を上げたかっていうことでちょっとお話ししますと、上三川町財政適正化計画の取り組み目標に、というのは税金が上がったことですね、そのことで値上げをしたいと。なぜその適正化計画にこのいきいきプラザの料金値上げが入ってきちゃうのかなということが問題なんですよ。取り組み目標で、使用料金、手数料、受益者負担をより増収するというのが答弁でした、健康福祉課かな。何でこの適正計画に利用者の税金を上げなくちゃならないのかなって不思議に思って、よくよく調べるのは今現状です。

具体的な報酬を使用するとですね、消費税が上がったから料金も一緒に上げましょうよっていうのはちょっとおかしいんじゃないかということなんです、利用者のね。これが当然だと言ってるわけ。だか

ら、当然だと言うのであれば、私が言うように、決算書があつて、お金が足りないから使用料金を上げるんですよということがきちっと明確にされてれば、ああ、しょうがないかなというのに、課長も町長も、この決算書は、いきいきプラザの決算書はないと言ってるわけ。何回情報公開しても、ないものは出せない。出せないものがどうして、儲かっているのか損してんのかわからなくて料金が上がっちゃうの？そこをちょっとよく答弁してくれますか。ないのに何を根拠に値上げをしてるかっていうの。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 先ほども申し上げましたが、このたびの料金値上げにつきましては、いきいきプラザがもう築10年を超えまして、大きな修繕等、出てきております。その修繕料を税金だけで賄うのでは、町民の方にして逆に不公平だろうと。利用している町外の方、使用者の方ですね、そういう方にも受益者負担ということで負担していただくというのが自然な考えではないかということで、利用料金を上げることにより、修繕料の増高分、少し負担していただくという考えで、このたびの料金の値上げはございました。

決して消費税が上がったことに便乗してではなく、逆に4月1日からの値上げを当初考えておりましたが、消費税が10月に上がるということで、10月まで待っての利用料の値上げをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ちょっと議長にお伺いしますが、後で情報公開やる。

施設のことを言いましたんで、ちょっと情報公開の部分の、質問してよろしいですか。この次、やりたいんですが。それとも……。

○議長【石崎幸寛君】 2番の質問、終わってからにしてください。

○9番【勝山修輔君】 じゃないと、今言ってることが、今、私しゃべれないんです。

○議長【石崎幸寛君】 2番の質問、終わってからにしてください。

○9番【勝山修輔君】 だから、しゃべれない。

○議長【石崎幸寛君】 3番で聞いてください、それ。

○9番【勝山修輔君】 じゃ、こっちを言います。それじゃですね。

○議長【石崎幸寛君】 3番に移るんですか。

○9番【勝山修輔君】 いや、いいです、2番で結構ですよ。

それじゃ、今、いきいきプラザの修理代のことを言ってますから、私が修理代のことお話しいたします。いきいきプラザのオープンは平成20年の6月です。この年に621万8,625円の修理代がかかってます、オープンした年に。それから、これは最初から欠陥じゃないのかというふうに思うほど、修理代が載ってます。21年は450万720円、22年は69万9,720円、平成23年は274万7,850円、24年、25年は一括して出てます、1,034万1,965円、26年が474万8,760円、平成27年が755万3,393円、28年は998万3,517円、29年は924万6,072円。これを10年間でやりますと、6,638万円からのお金です。これを年で割りますと、663万円ぐらいが1年間の修理代です。月に平均すると55万円です。細かく言えますけど、今

言ってる時間がだんだん過ぎちゃいますんで、1日にすると1万8,438円が修理代なんです。これを今まで払ってきたものが、なぜ値段を上げるものの根拠になるんですか。答えてみてください。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 先ほど申しました修繕料、それにつきましては今後の修繕の見込みを積算した上でお願いしているもので、過去のものではございません。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 過去も未来もないんですよ。これだけの修理代を払ってきても値上げしなかったのに、なぜ値上げを踏み切ったんですかっていうことなんです、根本は。決算書もない行政は上三川町だけです。ほかは、水泳振興会という指定管理者と行政は全部、この間の前回の質問で言ったとおり、決算書が出てくるんです。だから足りないから値上げをする、じゃ、足りたらお金は戻すという条例が入ってるはずですよ。一度でももらいましたか。

○議長【石崎幸寛君】 勝山議員、もう一度。ちょっと聞き取れなかったです。何を一度ももらいましたかって言ったんですか。

○9番【勝山修輔君】 いいですか、指定管理事業の中にですね、「指定管理料は指定業務に要する全ての経費を施設の利用料金による使用料及びその他の収入を控除した額で、支払いを含め、指定管理者が提出する事業計画及び収支決算書に基づき、町と協議の上定めます」とあるんですが、自主事業は決算書がないんですから誰もわからないんです。ここに条文では載ってるんですよ。条文では載ってるんですけど、ないんですから、決算書がないものは、「決算書、ないわけないでしょう」って言ったら、「報告は聞きます。返してしまいますからありません」という答弁なんです。報告は聞くんですよ、町は。幾ら幾ら儲かってます、損してます。だけど、その書類は返してしまうので情報公開では出まさんと、こう言うんです。ここを聞いてください。今ちゃんと言ってるでしょ。ここに書いてあるんです。

○議長【石崎幸寛君】 議長からもう1つ質問いたしますけど、勝山議員が言ってる決算書は自主事業の決算書っていうことだったんですか。

○9番【勝山修輔君】 全ての決算です、いきいきプラザの。

○議長【石崎幸寛君】 自主事業も含めての。

○9番【勝山修輔君】 当たり前ですよ。それが全てあるはずだから、値上げざる、値下げが出るんですよ。議長、わかりませんか。自主事業を聞いてんじゃないんです、ノウハウを聞いてんじゃないんです。町の税金を支払いました、それでお金が足りないから値上げをしたんだと言ってるわけでしょう。違うんですか。賄えないから値上げをしたと言ってるんだから、それには値上げた根拠がどこかにあるはずでしょう。違うんですか。赤字だったとか、黒字だったとか、何を根拠に値上げしてんだか聞いてみてください。議長。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 すいません。繰り返しになりますが、このたびの料金の値上げにつきましては、今後の修繕料の増高、増えていくということを懸念いたしまして、その修繕料を積算した上で、そのうちのおよそ3割程度、そちらを利用者の方、決して町が丸々負担するのではなく、町外の利用者もおりますので、税金で全て賄いますと、町外の方の負担分、なくなりますので、受益者負担とい

うことで町外の方にも利用していただくという形での料金値上げ、そちらを踏み切ったものでございます。

それと、勝山議員、先ほどから決算の報告がわからないということをおっしゃっておりますが、議員には既に情報公開でこのようなものをお出ししてと思っております。それと、自主事業につきましても、情報公開でこちらのものをお出ししております。確かに議員おっしゃるほどの細かい項目ではないかと思っておりますが、収支、残高については既に議員には資料としてお出ししているものでございますので、決算書がないという言い方は、確かに、いわゆる会社で、一般の事業所とか会社で言いますほどの分厚い決算書というものではございませんが、町としまして指定管理業務を遂行していく上で十分な範囲の決算の報告はいただいているということで理解していただきたいと思っております。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 どうして課長がそういう**を使うんですかね。誰かが何かをしてるとかってね、説明をしてんじゃないんですよ。こんな厚い決算書が欲しいとも言っていないんですよ。条例や条文中で載っていることをしてますかっていうことがまず根本なんです。

何が不思議かということ、決算書に出てる文面はわかります。皆目見当がつかないということです。あなたは理解できるだろうけど、一般の人は理解できないし、なおさら私はもっと理解できないことです。だから何回も質問してる。何かを言うと、ノウハウですということになるからです。

私が今聞きたいのは、条例、条文に書いてある、その仕様書に書いてあるとおり、これだけ儲かったら町へ返すよといったことが載っているはずですよ。それは1度でも受けたんですかと。それと、今あなたが言うように、修理代がこんだけかかっているのにもかかわらず値上げをしてこなかったことが、これからもっと修理代が増えるから値上げをしたという言い方なんですか。それなら、自分たちが、そうならないようにメンテナンスでも何でも力を入れるべきじゃないですかという一番の根拠なんですよ。足りないから値を上げて取っちゃうよと。これから修理代がかかるかわからないかわからないけど、これだけのものが今までかかったから、そのようにかかっちゃいけないから取るよというのか、そういうきちとした方針がないでしょう。上三川町の人のことを一番中心に考えたら、ほかから来た人が値上げしたことで文句言ってるわけじゃないんですよ。うちは1人の人がこの指定料を払うために、納税者は1万1,000円ぐらいの負担をしてるわけですよ。そこへまた値上げをして、じゃ、誰のためのこの施設なんだって、ちょっと答えてみてくれないかね。

○議長【石崎幸寛君】 勝山議員に申し上げますが、先ほど課長に対して**という言葉を使いましたが、それは取り消したらいかがですか。

○9番【勝山修輔君】 はい。

○議長【石崎幸寛君】 取り消しますか。

○9番【勝山修輔君】 はい、取り消します。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 まず、修繕費、こちら、余った場合には返還するというので、第3期からそのような形で進めております。申しわけありませんが、ただいま手元に金額的なものはないんですが、返還金は生じております。

それと、今後の修繕の計画のことでございますが、やはり機械、大きな機械とか、あるいは大きさに
かかわらず機械というものは、時間が過ぎる、稼働期間が長くなれば当然消耗というものが起きますの
で、大体何年ぐらいしか使えないというものの目安がございます。今後の修繕の見込みというのは、そ
のような例えば部品ごとの消耗年数、何年ぐらいもつ、何年ぐらいにはもう交換の時期が来ている、そ
ういうものを積み上げていった上で、適正な時期に交換した場合の金額を積算した上で、修繕料という
ものを、今後のものを見込み、つくってるところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何回私が、何遍私が質問してもものれんに腕押しで答えが返らないんで、私はこ
れで5回目ですよ、いきいきプラザの質問したのは。

3番目の情報公開に移りますが、情報公開実施状況を公表してますかということをお尋ねいたします。

○議長【石崎幸寛君】 (2) もお願いします。

○9番【勝山修輔君】 情報公開について質問いたします。

1つ、情報公開実施状況の公表について。

2つ目、公表はどのような方法で行っているかをお聞きしたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまの1点目と2点目のご質問については関連がございますので、一括し
てお答えいたします。

上三川町情報公開条例に基づき公開した情報につきましては、同条例第22条で、毎年度、情報の公
開の実施状況を公表することとなっております。こうしたことから、毎年度、年度初めに実施状況を公
表することにしております。

なお、平成30年度情報公開の実施状況につきましては、1年間で34件の情報公開請求書が提出さ
れ、26件を公開、8件を部分公開としましたので、この状況を平成31年4月15日付で、公示の形
式により公表を行ったところでございます。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 情報公開を今度してくれるっていうんですが、情報公開の23条に、「町長は、
その保有する情報の公開を総合的な推進を図るため」と、「町長は」と条例にはあるんですが、例えば
この施策を実行したようには思いますかってことが1つ。

それから、24条、「町が出資した他の財政支出を行う法人であって、実施機関が定めるもの」「こ
の条例の趣旨にのっとり情報公開を行うための必要な措置を講ずるよう努める」とありますが、町長は
これはどこにあるかとお思いですか。

それからもう1つ。2つお聞きしましたが、これはどうなってるか、町長自身にお尋ねしたいと思
います。この必要な措置とはどのような場合を言うのですか、お答え願えれば幸いです。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 情報公開条例に基づいて、担当の職員がその条例の趣旨にのっとり、必要な事項を情報公開をしているところでございます。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃ、もう1つ聞きます。25条にですね、「指定管理者（244条の2の3項に規定する）」「公の施設に関するものの情報公開を行うため、必要な措置を講じるよう努める」とありますが、この措置はとったとお思いでしょうか、町長。

○議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 的確にとってると思います。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、町長の答弁ではあるということですから、じゃ、お聞きしますが、これらを守られてるという根拠をお示し願えますか。これをやってるという根拠を教えてください。何々をしてるからこれはしてるよということを教えてください。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほど町長から答弁がありました。第25条の規定については、指定管理者に対し、情報公開を促すような規定となっているところでございます。こうした中で、各個別の指定管理者における情報の公開の状況ということにつきましては、町でも把握してございません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすとね、条文、条例では書いてあるんですが、それをしていないと。それを指定管理者に直接聞いてくれというんで、私は文書で提出しました。町に提出してあるんだから、一議員に提出する義務はないという答で、町からもらってくれと。町に行けば、そういうものはもらってない。これ、じゃ、どこへ行けばこの条例は生きてくるのか、こないのか、町長、どっちが本当ですか。私とその証拠は後日見せろって言えば、今日持ってませんが、水泳振興会に出して返ってきた当文書があるんです。それには、町に提出してあるから町からもらってくれと、個別な人に差し上げるものではないと、こういうふうに答えた。「私は議員ですが」言ったら、それでも一個人ですからということでした。それはどこにあるんでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 指定管理者ということでしたが、ただいま水泳振興会という名前が出ましたので、私のほうから答弁させていただきます。

25条、こちらは先ほど総務課長から答弁がありましたように、指定管理者に対して情報の公開を促すよう、努めるようという、努める努力義務について定めたもの、また2項については、この場合ですと健康福祉課、私ども、あるいは町がですね、指定管理者に対して積極的に公開するよう、公開するよう指導することを努めるという努力義務について定めたものがございます。それで、実際具体的に、先ほどお話もさせていただきましたが、平成26年、昔の話に戻りますが、勝山議員から出ました情報公開のにつきまして、情報公開審査会、開催いたしました。そのときに、指定管理業務につきましても自主事業についても、金額の部分、あるいは項目部分につきましては黒抜きで公開せよという答申が出

まして、それに従いました。ただ、その後、近隣の様子ですとか、国内の情報公開に対する考え方ですとか、そういうものを加味した上で、指定管理者と、町からの指導をした上で、最近、平成29年度とかに勝山議員が情報公開で申請し、得られた中では、指定事業につきましては項目も金額も全て入った収支報告書、また自主事業につきましても、先ほどお見せしましたような金額入りの、項目は少ないですが金額入りの収支報告書を議員のほうには提供させていただいております。

これは、町がこちらの条例に従って指定管理者に対して指導した結果でありますし、また、指定管理者がやはり条例に基づいて自己で努力した結果、そのような開示の方向に向いているという状況でございますので、決して何もしていないというのは当たらないと思います。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私がそれだけ言ったから、そういうふうに情報公開するような方向に向いているということなんで、これができなきゃ、また私は情報公開条例の異議申し立てするつもりです。

なぜするかというところでですね、税金を賄ってる原資であるということで、税金が原資であるということとやっているものが、自主事業にしろ何しろ公表しないということは、原資は税金なんですよと。電気料も税金です、水も税金です、従業員に行ってるお金も税金で行ってます。じゃ、それで自主事業でやって、利益がどんだけあるか把握しないのに値上げをしてる、それがおかしいと言ってるわけです、私は。それじゃ、健康増進のためにつくった施設なのか、指定管理者の利益を追求する施設なのか、私にはわかりできないし、理解できないと言ってるわけね。

わかりやすい話を1つしましょう。プールは5レーンあるんです。子供たちの学校に3レーン使うんです。2レーンしか残りません。子供たちが1レーン使って歩くと、1レーンしか大人は歩けないんです。それは午前中の空いてるとき来ればいいんだって言ったって、それは何もしてない老人なら来られるでしょう、その人たちも来てます。

自主事業がここまでだという線引きもなくて、ただ向こうがもうやむやに全部自分のものだという錯覚になってそういうことをしてて、ポスターは張っちゃう、私たちが税金でつくったもので修理代がこんだけかかるんだよと説明してる、その修理代も、令和何年だ、12月か、ありませんと答えたの。だから、私は前にもらった条例でこんだけ書き出したの。修理代は相手との約束で、幾らの金額以上は向こうが修理代を出すので、町で出していないことは把握できませんと、こんなばかなことありますか。それで、ないという返事するんですよ。現実にはあるんですよ。そういう職務怠慢というか、そういうことをする職員がいるということ。ないと、もらってるものがないと言うんだよ、町長。そんなことあり得ますか。いつ言ったか、後ろにいる課長、答弁してください。いつごろ私がもらっていないと言われたか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 大変申し訳ありませんが、ちょっと認識しておりません。把握しておりません。いつのことだか、わかりません。

○議長【石崎幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 時間もないことですから。私が随分言っていることは、それによって得る人が

いるかいなかかわりません。しかし、自主事業の収支もない、決算書もない、健全な経営をしているという言葉はある。ね。それで何も結果が得られない。それをいついつまでにこういうふうに税金で賄っていくのかということ。この修理代1つにしたって、今ここにいる行政のあなた方はかかっていることすら知らないでしょ。こっだけ修理代がかかっていると。これからもっとかかるんですよ。じゃ、もっとかかるようになったら、かかるたびに値上げをしていったんじゃ、全部死んじゃいますよ。健康増進にきた意味がないでしょう。これから先はもっと修理代がかかると思います。これは誰のための施設か。町民のための施設か、よく反省をしてくださることを願って、私の質問を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時から開始いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・鶴見典明君の発言を許します。2番、鶴見典明君。

(2番 鶴見典明君 登壇)

○2番【鶴見典明君】 議員となりまして初めての質問で、不慣れでありますけども、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

3項目、私のほうでは質問の内容とさせていただきます。消防・防災体制の充実について、2番、交通安全対策の充実について、3番、防犯体制の充実についてということで質問をさせていただきます。

さて、上三川町におかれましては、第7次総合計画について取り組んでおります。基本計画、基本目標でありますように、安心安全、安住のまちづくりに対する計画及び進捗に関して、今年度は平成28年度からの計画で中間年度であります。社会経済の変化に伴い、柔軟に対応し、見直しを行っていく時期でもございます。また、それに対するチェックを行い、今後の進め方についてを行う時期でもございます。

さて、1番、消防・防災体制の充実についてということで、2項目質問いたします。

1、自主防災組織の設立について、危険区域を最優先課題とすることで有事の際の被害を最小限に抑えられることを考えるが、町の考えは。

2、河川事業（田川内水害軽減対策事業）について、台風被害を踏まえた整備事業を優先し、進めることが望ましいと考えるが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

災害発生時には、防災関係機関の対策とあわせて、住民の積極的な協力のもと、地域との一体的な災害対策措置を実施する必要があると考えております。このため、町では地域の防災力を強化するため、自主防災組織整備推進計画を作成し、自治会を単位とした自主防災組織の設立を推進してるところです。

設立の推移に当たりましては、水害の恐れがある地域から優先的に行うこととし、平成27年度から順次説明会を行い、これまでに全ての自治会に対して設立に向けた説明を行いました。この結果、これまでに田川沿川の自治会を中心に、23の自治会において自主防災組織が設立されましたが、今後とも設立されていない自治会に対しましては積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。田川内水被害軽減対策事業については、平成25年度から過去の水害データをもとに検討を始め、平成27年度に赤沢川、平成29年度に井川の対策を行ったところでございます。現在、河川事業としては石田地内の住宅に隣接する赤沢川において護岸の整備を実施しておりますが、今後は昨年の台風第19号の被害を踏まえ、さらなる内水被害対策も必要と考えます。内水被害対策には排水先である河川の水位と密接に関連しますので、県の動きと連携して町内の被害解消について検討してまいります。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 2番、鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 今の町長から話がありましたように、自主防災組織の設立についてということで、今現在進めていただいております、23自治会が設立をされてるというふうなことでありますが、今期の目標であります45%を目標に掲げておりますけれども、実際の目標に対する現状の進捗はいかがでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 目標に対する進捗ということでございますけれども、目標につきましては平成32年度、令和2年度の目標を45としてございまして、現在は、先ほど町長が答弁いたしましたように23というふうな状況になってございますので、その達成っていうのは極めて困難な状況になってると感じているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 いずれにしても、自主防災組織は町にはなくてはならない組織だと考えております。台風の被害等ですね、あった際に、実際にどこにどういった方がお住まいであるか、あるいは、そういった方がどういう状況にあるかっていうふうなのを、切にですね、町のほうでも把握してることが大事なと思います。

そういった被害のときにどこに避難したほうがよろしいのか、あるいは、どういったところに避難してですね、どういった方を最優先に避難させたほうがいいのかっていうふうなところで、やはり自主防災組織の方ですね、お伺いするとか、横のつながりを充実の図っていただければなというふうなことで、その辺の横のつながりについてお聞かせ願えればと思います。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 ただいま議員がおっしゃられましたように、横のつながりっていうのは大

変大事になってくると町としても感じてるところでございます。

こうした中で、各自治会に地域住民が自分たちの地域は自分で守るという視点に立ちました自主防災組織が各自治会に設立されることにつきましては、地域の安全・安心を守る上からも大変町としても心強いものがあると思っております。こうした中で、今後とも自主防災組織の積極的な推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 さらに自主防組織についてなんですけれども、今後の進め方としまして、どの地区を最優先に進めるか、あるいは、どういったスケジュールで進めるかなどが決まっておりますらばお知らせ願いたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほど町長が答弁いたしましたように、全ての自治会に対して自主防災組織設立に向けた説明会というのは終了させていただいたところでございます。

こうした中で、今年度におきまして設立されてない自治会に対してアンケート調査を実施いたしましたので、その結果に基づきまして今後とも推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 いずれにしても、自主防組織に対してですね、進めていただけるようお願いをしたいと思います。

続きまして、2番の質問に移らせていただきたいと思います。

交通安全対策の充実についてということで、(1)として、上三川町通学路交通安全プログラム実施、通学路の危険箇所の把握、防護柵等について、危険箇所の整備事業を優先することが望ましいと考えるが、町の考えは、お願いします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

交通事故の被害に遭いやすい子供や高齢者を守るのは、行政の責務と考えております。特に幼児や児童は集団で行動することが多く、一たび事故に遭うと多数の被害者が出るのが予想されます。

町では、通学路やお散歩コースなど、指定された路線について優先的に安全対策を実施するため、通学路交通安全プログラムの一環として、現場において学校関係者と道路管理者、交通管理者などが合同で定期的に通学路等の安全点検を実施し、対策の検討を行っております。検討の結果、特に危険な箇所を優先に、防護柵や歩道、信号機などの設置や注意喚起看板、路面表示など、実現性が高く、最も有効な対策を実施してまいりました。今後も安全な道路環境の確保に向け、関係機関と連携し、危険箇所の解消を図ってまいります。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 交通安全プログラムの実施について、特に通学路の危険箇所というふうな部分では、各小中学校のほうからPTAのほうで取りまとめをしております報告書等が町のほうにも上がってきてるかと思いますけれども、その内容についてどのようなものがあるか。あるいは、どういったところを町として取り組んでいくかというようなのがございましたら教えてください。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 上三川町通学路交通安全プログラムにつきましては、2年に1度実施しております、前は平成30年度に実施しております。その中で通学路の合同点検を行った中で、路線としては13カ所の路線の危険箇所ということで把握しまして、その中で、対策内容としまして、19件につきまして対策が必要であると掲げました。それで、その中で必要なものについて順次対応しているという状況でございます。

その細かな内容も必要でしょうか。

○2番【鶴見典明君】 もう一度お願いします。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 都市建設課ですとか宇都宮土木事務所、それから下野警察署、それから教育総務課のほうで対策の内容を検討いたしまして、あと地域生活課ですね、組織改編がありまして総務課だったものが地域生活課のほうになりまして、その各関係部署で内容を検討しております。

その中で、今現在対応済みであるものは14件、今、調整検討中であるものが5件ということで、対策してあるものについては73.7%を対策したということで、結果となっております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 すいません、その内容について、どのような内容か把握してたら教えていただけますでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 まず1点目ですが、都市建設課内容で、河川管理者、国土交通省への安全対策を要望するという内容で、ごみの不法投棄が多いため、自治会も踏まえて検討するという内容についてはもう対策済みということになっております。

そのほか、教育総務課では防犯パトロールの巡回を強化するという内容で、スクールガードの配置をお願いするなどして対応しました。

そのほか、宇都宮土木事務所では、ガードパイプを設置するなどして対応をいたしました。

対策の内容についてはそのようなことではあるんですけど、場所についても必要でしょうか。

○2番【鶴見典明君】 できればお願いします。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 路線の場所は町道2-45号ということで、蓼沼橋から蓼沼緑地公園までの間ということが、先ほど申しました、草丈が高く、車が見えにくい、防犯上も死角になるということで、ごみの不法投棄ですとか除草を、対策を講じたということです。

それから、主要地方の宇都宮結城線、これにつきましては、横断歩道手前で信号待ちをする児童の列が車に巻き込まれる危険があるというようなことで、ガードパイプを設置してということになっております。

それから、町道2-09号線、こちらは上蒲生、蒲生神社南側でございますが、こちらにつきましては通学路のたまり場となりますので、グレーチング、ポール、鉄骨パイプなどの設置をして、危険を回避するという対処をいたしました。こちらは上三川小学校地内のものです。一番最初のやつは本郷小学校地内です。

次に、坂上小学校地内ですが、町道1-16号線ということで、坂上小南付近、こちらにつきましては通学路が合流する変形五差路について横断歩道の設置を検討するというので、こちらについては下野警察署のほうで対応をしていただいております。

それから、都市建設課のほうで、道路舗装の修繕後、北側部分に区画線の設置及び横断歩道の設置を予定しているなど、ゼブラゾーンとポストコーンの設置など、交差点対策を検討するというのでした。こちらについても道路脇の木を伐採するなどして、対応済みということになっております。

次に、北小学校地内ですが、認定外道路ということで、今ある、ちょっと解体されたかもしれないんですが、日産第1アパート跡地の分譲に伴いまして交通量の増加が想定されるため、該当道路について一方通行の交通規制をかけてほしいということでございまして、こちらについては、今、対応中でございます。

それから、主要道路宇都宮結城線ということで、北小学校南側の町道1-02号線の交差点部分についての対応については、学区内に設置の信号機で通学路として利用していない信号機があれば移設を検討するというようなことでしたが、こちらについては継続して検討しているという状況です。

明治小学校地内では、主要地方道羽生田蒲生線で、夕顔歩道橋北側、降り口付近のところ、夕顔歩道橋を渡って登下校しているが、歩道橋降り口の交差点となっているため、横断防止柵が途切れている。それが危険だということで、ポストコーンを設置したということで対応済みでございます。

対応したものについては以上のようなものになります。ありがとうございます。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

実際にその満足度に対してなんですけれども、今年度は50%を目標に、交通安全対策の充実についてというふうなことで掲げておりますけれども、実際の進捗度はいかがなものでしょうか、お尋ねします。

○議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 交通安全対策の満足度ということですので、都市建設課のほうでご回答申し上げます。

今年度、アンケートを実施しましたところ、「満足している」、また、「どちらかといえば満足している」とご回答がありましたのが、全体で22.2%ということになっております。32年度の目標値、50%には達していないんですが、こちらのほうのアンケートがですね、改めてアンケートをとったということで、これのまた下がっております要因といたしましては、近年のですね、交通安全、事故等がですね、増えておまして、最近でいえば、昨年5月に発生しました大津の未就学児の散歩コースでですね、児童に車が突っ込んでしまったっていうことと、あと、やはり高齢者の事故が増えているということで、町民の皆様のもので、交通安全に対します意識が大分高まってきているのかなということで考えられるところでございます。

こういった観点から、ますますですね、交通安全対策は推進していかなくてはならないということでは感じているんですが、現状ではこのような数値になっております。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 さらに質問させていただきます。その満足度を上げるためには、これからですね、町としてどのように取り組んでいく方向で考えているかなど、ありましたらお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 交通安全対策につきましては、交通安全プログラム、その他ですね、地域の方、交通管理者、あとは道路管理者、あと警察等ですね、こういった意見を踏まえながら対策を実施してるところでございますが、例えば町民の皆様のもので、意見を聞きながら実施するというのも必要ではないかということで考えてございます。

最近はですね、生活道路の安全対策ということでも、国のほうでも対策事業ということで、最近そういった施策も出ておりますので、国等のもので、そういった施策につきまして情報収集しながらやっていくことで、幾らかでもですね、こういった満足度が向上できるのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 ありがとうございます。それでは、次の質問に移させていただきます。

3番としまして、防犯体制の充実について。

(1) 防犯の起こりにくい環境づくり、夜間の防犯防止と通行の安全確保のために、防犯灯の設置について防犯灯のLED化を進めていただき、明るく改善しておりますが、特に通学路に関しては防犯灯の間隔が狭く、足元が見えない状況にあります。防犯灯の設置事業計画の強化に取り組むことが安全確保につながると考えるが、町の考えは。

(2) 道路、公園等の公共空間の見通し確保、死角の解消について、町の取り組みは、についてお聞かせ願います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問に1点目についてお答えいたします。

町では、犯罪被害の防止及び夜間における歩行者の通行の安全を図るため、地域の状況をよく知る自治会の要望等に基づき、防犯灯を設置しているところがございます。防犯灯は、防犯上、特に必要と認められる箇所、また、ほかに照明がないかどうか、周囲の明るさの状況や電柱の有無などを調査した上で、東京電力またはNTTが設置する電柱に設置しております。

設置間隔については、基本的には100メートルに1カ所としていますが、100メートル以内に電柱の設置がない場合は、既存の電柱から200メートル以内の場合にのみ、独自に柱を立てて設置しております。

設置場所については、特に児童または生徒の下校時の安全を守ることを第一に考え、通学路を優先しております。また、特定の地域に偏らないよう、計画的に整備しているところでございます。

今後とも安心・安全なまちづくりを推進していくため、地域の皆様のご意見等を伺いながら、防犯灯設置の優先順位や必要性の有無を的確に判断して対応してまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

道路や公園の死角となり得る植え込みや雑草の繁茂については、維持管理業務による樹木の剪定や除草を適正に行い、見通しの確保に努め、さらに公園においては警備会社による夜間の見回りにより、犯罪の防止を図っております。また、小学生の登下校時には、社会福祉協議会など関係機関と連携し、スクールガードや見守り隊などの協力を得て、児童の安全確保を図っているところでございます。今後も、公共施設の適正な管理を行うなど、ハード、ソフト両面から犯罪の起こりにくい環境づくりに努めてまいります。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 特に防犯灯におかれましてはLED化が進められまして、すごく明るく改善はされておりますが、ただ、間隔がですね、広いところが特にありまして、私も夜歩いてみたんですけども、確かにその間隔がですね、明るい、LEDに変わってからかもしれないですけども、特にスポット的に明るさが明るいところはあるんですけども、拡散率が余りよくないせいかなですね、その間隔によっては特に見えなくなってる部分があるように思われまして、確かに住民の方がおっしゃるようなところが一部ございますので、特にですね、夕暮れどき、足元が見えないときにはですね、通学路は見えにくいと思っておりますので、そちらのほうでですね、改善をしていただきたいなと思っておりますけれども、ただ今後のですね、町の考えとしましてはLEDを取りつける計画ですね、などが明確に何か計画されてる部分があれば教えていただきたいと思っております。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 先ほど町長の答弁にもありましたように、防犯灯につきましては地域の状況をよく知る自治会の要望に基づいて、毎年必要な部分の防犯灯をつけてる状況でございます。

それで、特にその中でたくさん要望のある中でも、特に児童生徒の下校時の安全を守るということで、通学路を優先するということと、一定の地域に偏らないようにということ、毎年毎年どこからつけるかっていうのを判断して、予算の範囲内でつけてる状況です。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 2番の項目なんですけれども、特に公園等の空間でですね、特にトイレの周りであったりとか、そういう部分が見えにくいというふうな話を聞いております。その辺の街灯であったり照明灯ですね、の強化をする計画がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長【石崎幸寛君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまの公園のトイレ周辺、こちらのほうにつきまして照明灯が必要ではないかということなんです、現在ですね、町で管理しております都市公園、35公園ございますが、こちらのほうにつきましては、先ほど町長が申しあげましたように、維持管理業務委託で植栽のですね、剪定等を行いまして、適正に管理しているところっていうことでございます。

また、夜間につきましては、基本的には公園内ですね、街灯がございまして、特段このトイレ付近が暗いといった、これまでそういった意見等はございませんでした。今回議員のほうからですね、そのような話がありましたので、今後ですね、公園のほうを確認させていただきまして、防犯上必要であるということが確認されればですね、ちょっと検討はしていきたいということでは考えております。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見典明君。

○2番【鶴見典明君】 以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時44分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 2番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・篠塚啓一君の発言を許します。3番、篠塚啓一君。

(3番 篠塚啓一君 登壇)

○3番【篠塚啓一君】 それでは、早速ですが、通告順に従い、一般質問に入らせていただきます。

今回、私は大きく2点についてお伺いしたいと思います。

まず、第1点として、現在日本の約6人から7人に1人の子供たちが貧困状態にあるとされています。子供たちの貧困は、日本社会はもちろんのこと、本町にとっても大きな損失であります。この課題解決に最大限力を注ぐべきと考えますが、本町では子供の貧困をどのように捉え、どのような対策を行っているのかをお聞きしたいと思い、次の4点についてお伺いいたします。

まず第1点として、子供の貧困の負の連鎖とは何か。また、断ち切るにはどうすべきと考えているのか。

2番目に、子供の貧困と学力との相関関係についてどのように考えているのか。

3点目として、本町では子供の貧困と学力との相関関係の調査を行ったことはありますか。

最後に、調査を行ったことがあるならば、これまでに具体的な対策を講じてきたのか。また、講じてきたのであれば、その目標値と達成度を教えてください。

以上4点、よろしくお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

貧困の状況にある家庭の子供は、さまざまな要因により、希望や意欲をそがれやすくなっております。全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を構築していくために、子供の貧困に対し、適切に対応する必要があると考えております。

ご質問の貧困の負の連鎖でございますが、貧困の家庭に生まれ育った子供は、経済的理由で衣食が充足されにくく、教育を受ける機会も限られてしまうなど、日常生活や進学に社会的制約を負っております。そのため、貧困家庭の子供が大人になると不安定な就労や経済的困窮に陥りやすく、結果として親の世代だけでなく子の世代、さらには孫の世代へと貧困が続いていくことになり、これがいわゆる貧困の負の連鎖であると認識しております。

このような負の連鎖を断ち切るためには、貧困家庭に対する生活支援、経済的支援のほか、保護者への就労支援、子供への教育支援など、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的に実施していくことが必要であると考えております。

以上でご質問の1点目に対する答弁を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ただいまの2点目から4点目については関連がございますので、一括してお答えいたします。

これまで、上三川町として家庭の経済状況と子供の学力との関係性を分析したことはございません。ですが、経済格差と学力格差との相関関係については、国などが大学に委託して調査を行うなど、さまざまな分析がなされております。世帯収入や親の学歴等の差により、いわゆる相対的に貧困と呼ばれる層の子供の学力テストの結果が低い傾向にあることは一定程度認められておりますが、明確に結論づけることは難しいと報告されています。

しかし同時に、子供の自制心や意欲、忍耐力などのいわゆる非認知スキルと学力には相関があり、教師や保護者との関わりの中で非認知スキルを高めることにより、学力が高まるとの報告がされております。町教育委員会では、子供の自己肯定感を高めること。最後まで粘り強く取り組ませることなど、非認知スキルの向上に向け、その具体的な支援方法について教員の研修を行ったり、保護者への啓発紙作成を行ったりしております。

また、別の調査によりますと、学級規模が小さく、学力向上等の研究を推進している学校では、児童生徒の学力調査結果が伸長している結果が示されております。町教育委員会では、児童生徒一人一人を大切にしたいきめ細やかな支援に向けて、非常勤講師を有効に配置するとともに、県の学力向上指導員を招いての授業をここ5年間継続実施し、全学校での事業改善に取り組んでおります。

今後も国の研究や分析等を参考にしながら、義務教育段階における確かな学力の向上に向けた取り組みや、生活習慣の確立に向けた支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 非常に丁寧なつかうか、答弁、本当にありがとうございます。

今、町長からも負の連鎖のことで非常にきめ細かい答弁をいただいたんですけど、その中で、こちらにも書いてるように、断ち切るにはどうするべきかということで、生活の支援ですとか経済的な支援、それから就労っていったことで答弁いただいたんですけど、具体的にはどういったそれぞれの支援ってつかうか、そういったものを考えているとか、あとは実際にされてるとか、そういったものがあれば教えていただけますか。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 この子供の貧困対策に関しましては、昨年11月、国のほうで子供の貧困に関する大綱が見直しされたところでございます。そちらにですね、記載された重点施策等をまず確認の意味で申し上げたいと思います。

まず、教育の支援に関しましては、学力保障でしたり高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育体制の整備というようなことがうたわれております。

2つ目としまして、生活の安定に資するための支援に関しましては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援、そういったものに取り組んでいく。さらには、生活困窮家庭の親の自立支援について取り組んでいくべきだと。

3点目の、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援につきましては、ひとり親への就労支援、就労するためにはお子さんを一時預ける等も、そのようなことも必要であるので、ショートステイ、いわゆる短期支援事業ですね、そういったことも充実していかなければならないというようなことがうたわれております。

4つ目の経済的支援については、児童扶養手当制度の着実な実施、それから養育費の確保の推進等は必要で、重要であろうというようなことがうたわれております。

本町としまして、特別なその財源を捻出して取り組んでいるというようなことは、妊娠・出産期から切れ目ない支援、子育て世代の包括支援センター、しらピヨを開設して、そのような支援はしているところでございます。それとは別にですね、国の制度であります児童扶養手当制度、こちらは窓口が町のほうになっておりますので、窓口のほうで受付申請等をしておりますので、そのような取り組みといたしますか、町のほうの事業を行っているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 これ、先日いただいた第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画ということで、こちらの74ページに、ひとり親家庭等の自立支援の推進というのがあるかと思うんですけど、こちらにも貧困率っていうのは書いてあるかなと思うんですけど、相対的貧困率っていうのがあるかと思うんですけど、相対的貧困率っていうのをわかりやすく説明してもらってできますか。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 相対的貧困率でございますが、まず世帯の所得がどのようなものを調査しまして、そちらの平均値、平均値を求めます。その平均値の約半分を貧困線といたしまして、その貧困線以下の収入に当てはまる方、その方たちが全世帯に対してどれだけの割合を占めているのか。そういった出し方で相対的貧困率を出すものというふうに認識しております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、例えばなんですけど、ひとり親家庭ということで、モデルとして例えばお母さんとお子さん1人といった場合に、貧困率に当たるようなこの等価可処分所得で幾らぐらいになるかっていうのはご存じですか。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 篠塚議員が申された、母親と子供1人の世帯の場合ということでございますが、その具体的な率は把握してございません。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そこまで詳しくなくても、じゃ、親一人子一人とかっていった場合だったら大丈夫ですか。出ますか。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 申し訳ございません、相対的貧困率につきましては、国のほうが無作為に全国的にアンケートをかけまして、それで出しているということでございますので、上三川町独自でその具体例を挙げて分析したことがございません。ですので、具体的にちょっと回答することができないので、申し訳ございません。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 町でっていうわけじゃなくて、相対的貧困率に当たる数字になるんですけど、僕が調べたところだと、2人世帯の場合には約170万円というふうになってました。例えば、あと4人世帯の場合だと約250万円だそうです。それが相対的貧困率に当たる数字。だから、それ以下であれば貧困っていう形になるようなラインなのかなと思います。

そこでなんですけれど、こちらにある児童扶養手当、これのことについてちょっとお伺いしたいんですけど、児童扶養手当が、扶養のお子さんが1人の場合、満額の支給が4万2,910円だったと思うんですけど、それは間違いないですか。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 平成31年、昨年4月段階から月額4万2,910円ということで、間違いございません。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、満額を支給される家庭の条件というか、収入とか所得、そういったものを教えてもらってもいいですか。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 請求者本人、それから扶養義務者とで限度額は異なりますが、請求者本人の場合についてお答えさせていただきます。扶養親族の数がゼロ人、いらっしゃらない場合について、いらっしゃらない、離婚した時点でいらっしゃらないという意味ですね、方については、全部支給の場合、49万円未満というようなことでございます。扶養親族等の数が1人の場合、その金額は87万円未満に変わります。2人の場合は125万円未満に、3人の場合は163万円未満、以降、4人以上の場合はですね、38万円ずつ加算していくこととなります。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、1人の場合をちょっと例にお伺いしたいんですけど、今87万円っていう話があったんですけど、それは社会保険とか税金関係を引いた残りの所得っていうことで

よろしいんですかね。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 そうでございます。現在の設定されてる先ほどの限度額につきましては、平成30年8月分から31年10月分ということで、算定は平成29年分の所得として捉えた数字ということでございます。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、今、所得っていうお話だったんですけど、収入で言うと大体どれぐらいになるんですかね。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 収入の形態にもよります。具体的に申し上げますと、給与収入の方、それから自営業の家庭では収入形態が変わってくるかと思いますが、仮に給与収入の方についてお答えさせていただきたいと思います。

給与収入の場合ですね、基礎控除の65万円と、それから一律に引く8万円、これが最低限、控除されるということでございますので、そこから逆算しますと、収入ベースで160万円が全部支給の限度額、収入の限度額ということになるかと思えます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、160万円っていう数字を今いただいたんですけど、先ほどお伝えしたとおり、相対的貧困に当たる数字が約170万円ということで、ほぼリンクした数字にはなってるかなと思うんですけど、あともう一つお伺いしたいのが、先日ちょっと電話でも問い合わせをさせていただいた件で、今、お母さんとお子さんっていうことで2人、ひとり親っていうことでお伺いをしたんですけど、そこにあとお母さんのご両親、一緒に住まわれてる場合っていうのが、この間聞いたところによると、例えばお子さんから見ておじいさんに当たる方の収入が372万5,000円、おばあさんも372万5,000円、そうすると世帯収入で大体905万円。このような数字であっても児童扶養手当が満額もらえるっていうふうに聞いたんですけど、それって間違いないですかね。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 すいません、その372万5,000円ですとか905万円っていうような数字は別としまして、その制度の内容をちょっとご説明させていただきたいと思います。

扶養親族1人の場合、先ほど所得ベースで87万円未満というような限度額が設定されてるというようなお話をさせていただきました。その請求者本人の所得をまず見ます。その限度額に達しているかどうか、達しているかどうかでまず判断して、全部支給を受けられるということになったとしてもですね、同居のおじいさん、おばあさんのほうの収入が仮に274万円以上あった場合には、そのご家庭全体で考えますと支給はされないということになってしまいます。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今の回答にあった274万円っていうのは、そのお子さんから見ておじいさん、おばあさん、2人の収入の合算っていうことになるんですかね。

すいません。じゃ、そこにあとお母さんの収入っていうか、要は世帯収入で274万円以上あったら対象にはならないってことですか。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 世帯収入というのは、お母さんが含んでの意味かと思いますが、今、申し上げた274万円にはお母さんは含まずという認識でおります。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、おじいさんとおばあさん、2人の収入っていうことでいいんですか。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 そのように認識しております。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 それはちょっと後でまた僕もよく調べさせてもらいたいと思うので、これは終わりにしたいと思います。

あと、先ほど経済的な支援っていうのが今のものになるかなと思いますし、あとは先ほど教育長から答弁があったように、学力と貧困との相関関係っていうことで、調べたことはないってことだったんですけど、僕もいろいろなものを調べさせてもらって、本当に多種多様な意見があって、相関関係はありますっていうふうに断言してるものもあれば、先ほどの教育長の答弁にもあったように、それだけではなくさまざまなものが絡み合ってるっていうか、そういったところから、ある程度の相関関係は認められるけれど、明確なものではないっていったものもあるし、さまざまだとは思いますが、例えば学習支援のほうがあるかなと思うんですけど、この3年間、参加数の、生徒さんの数、教えていただきました。平成29年度が16名、平成30年度が18名、平成31年度、令和元年度ですね、が18名っていうことなんですけれど、数字を推移して見てみると、余りこう、変わってないっていうのがわかるんですけど、実際に学習支援の対象になる児童生徒っていうのは、この上三川町には全体で何名いらっしゃるんですか。教えてもらえますか。

○議長【石崎幸寛君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ただいまのご質問にお答えします。

学習支援の対象になるということでございますが、貧困層の子供たちを対象にしたというふうにするのか、それとも学力の低い子供たちを対象にしたというのか、その辺によってちょっと変わってくるかとは思いますが、本町で要保護・準要保護に認定されている子供たちは、全2,619名のうち、5.3%に当たる138名の子供たちでございます。また、先ほど来、出ています母子家庭、父子家庭というふうな話ですが、ひとり親の家庭は2,619名のうち241名、合計9.2%で、そのうち母子に限ってみると190名というふうな状況でございます。

ただし、この子供たちが全てこういう状況だから学力テストの結果が低いのかというと、そういうわけでもない。先ほど取り上げましたお茶の水女子大学の調査では、全国13万7,000人の児童生徒を対象に調査をしたものでございます。そこでは、家庭の所得、父親の学歴、母親の学歴の合算スコアSESとして、4つの階層ですね、4つの階層に分けて、学力調査の結果とその相関関係を調べたところ

ろでございます。そこによりますと、そのSES構成を分析すると、1番低いSES、つまり所得や学歴が低い層の中にも教科によって36%から40%の高い学力を示す人たちがいる一方、最も高いSESの層にも27%から30%の低い学力を示す人たちがいることがわかっております。SES層の人たち全員で平均すれば、確かに議員がおっしゃるように、所得や学歴の高い人たちほどいいスコアになるのですが、必ずしも全部押しなべて論じることはできないというふうに考えております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 申し訳ございません、話の途中でございますが、先ほどの児童扶養手当で、おじいさん、おばあさんの所得のお話をさせていただきました。おじいさん、おばあさん両方合算するというのではなくて、おじいさん、おばあさんのどちらか所得の高いほうで判断する。それが270万円を超えていればということでご理解いただきたいと思います。失礼いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 先ほど篠塚議員のおっしゃってございました学習支援等事業の件、先ほどの人数のお話からしますと、県が実施している学習支援等事業のことかと思いますが、こちらにつきましては要保護世帯や準要保護世帯などの児童生徒に対してということであっておりますが、申し訳ありませんが、県で実施している事業ということで、詳細、つかんでおりません。また、この要保護世帯・準要保護世帯についてもちょっと現地でつかんでおりませんので、ちょっと不明であるということで、申し訳ありませんがお願いしたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 ちょっと前後しちゃうんですけど、先ほどの、今の児童扶養手当の274万円というのは、収入、所得、どちらになるんですか。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 それは所得で間違いありません。失礼いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 これって、収入で出ますか。274万円。

○議長【石崎幸寛君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 先ほども収入の形態によって変わるというお話をさせていただきましたので、年金収入なのか、お勤めなさっているのか、そういったことで変わってきますので、一概にはちょっと申し上げることができません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 わかりました。そうすると、あとまた学習支援のほうにちょっと戻りたいと思うんですけど、県が事業主体だっているのはわかっているんですけど、先ほど教育長から答弁をいただいた138名っていうのも、それは定かじゃないってことですかね、そうすると。

○議長【石崎幸寛君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 この138名は、準要保護っていうのはこの上三川町教育委員会のほうで述

べているものも含めてということになりますので、ということでご理解いただければと思います。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、パーセントで言うと15、例えば138名っていうのをちょっとベースに考えると、今回で言うと大体18名の参加なので15パーぐらいなのかなと思うんですけど、あくまでも町は窓口というふうには伺ってるので、なかなか難しい面もあるのかなと思うんですけど、もう少し参加を促す何か施策っていうか、そういったものって考えることってできますか。

○議長【石崎幸寛君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 こちらにつきましては、繰り返しになりますが県の事業ということで、余り町のほうでは積極的に支援とかをしてくるところではないんですが、例えば参加したいという方がありました場合には、県の事業とはいえ、町のほうでその申し込みの申請を受けるとか、そのようなお手伝いは、県のほうのお手伝いはさせていただいてと思います。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 わかりました。先ほど教育長のほうの答弁にあったように、親の学歴と、SESっていうお話があったんですけど、そういった中にも、例えばSESのスコアが低いところでも学力の高いお子さんとか、その逆もしかりっていうお話だったんですけど、じゃあ、今度は逆に僕が1つ調べたところを述べさせていただくと、例えば、東大生の親御さんの62.7%が年収が950万円以上だそうです。一般的な全体の数字で見ると、12.3%しか950万以上の年収の方っていうのはいらっしやらないそうです。そうすると、極めて高い比率っていうのが言えるのがわかるかなと、まず1つ。

それからあと、東大生の親御さんの職業を見ると、父親の43.4%は管理職。こちらも一般の全体的なものを見たときに、管理職と言える人っていうのは3.6%だそうです。そういうふうに大きな隔たりがある。だから、教育長がおっしゃることも1つ、それから、こういったデータで出てるのも1つかなとは僕は考えてます。

当然、現代の社会では個人の能力、そういったものが重視される業績主義、そういった時代だとは思いますが、生まれがものを言うっていう属性主義、そういったものは否定されてると思います。しかし、そういったものは形式上のことで、実際にはそういった属性主義っていうのが生き長らえていることがしばしばあるんじゃないかなと。今、話をさせていただいた、例えば東大生の親御さんのデータなんかそういったものに当たるのではないかなと思います。

ノーベル経済学賞受賞者でシカゴ大学のジェームズ・ヘックマン教授は、こういった言葉を述べてるそうです。「恵まれない境遇にある子供たちに対する投資は、公平性や社会正義を改善すると同時に、経済的な効率性も高める非常にまれな公共政策である」、そういうふうに述べてるそうです。

そこで、町長にお願いなんですけれど、第2期上三川町子ども・子育て支援事業計画の中にも、「ひとり親家庭が社会的にも経済的にも自立できるよう、総合的な支援が必要とされています」、そういうふうに述べていらっしやるわけですから、いろいろな経済的な支援があることも聞いて、それも大切な1つだと思うんですけど、ぜひ町を挙げて負の連鎖、そういったものを断ち切れるような、それ以外の本当に就労の支援とかっていうお話もありましたけど、そういったものをどんどんサポートしてい

ただきつつ、学力の向上に取り組んでもらうっていうのを考えていただくっていうのはどうですか。

○議長【石崎幸寛君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど最初に答弁をさしていただいたとおり、包括的に支援を行うということが必要というふうになっております。ですので、教育委員会、教育長ともいろいろ意見交換をしながら、町長部局でも教育長部局でも、そういった貧困世帯の解消に努めてまいりたいというふうに思っています。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 ぜひ包括的についでいうか、そういった形でお願いしたいと思うんですけど、そこで教育長にお願いついでいうか、現在、町では春休み、それから夏休み、冬休みといった長期の休暇を利用して学習サポート、今度は学習支援ではなくてサポートのほう、開催していると思うんですけど、1つは、中学3年生を対象に、夏休み以降に、受験対策とまではいかなくても、受験生を対象にしたサポート事業、夏休みと冬休みの間を埋められるような形でのサポート。それからもう1つは、小学生を対象にした学習サポート、こういったものをできるようにぜひ考えていただきたいんですけど、いかがですか。

○議長【石崎幸寛君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 多くの学習ボランティアの方に協力いただきながら、この事業についても素晴らしい活動がされていると思っております。本事業についても集まる場所が限定されており、明治、本郷地区の生徒には不便を来しているところもございます。

学校によっては、夏休みなどに自校で同じような内容を行っているというようなことも聞いておりますので、現行の学習サポート事業を各学校でのボランティア活動へ転換してもよいのかなというふうには考えております。しかし、制度設計など、これからのこともございますので、研究し、よいやり方を探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、地域未来塾っていうのが今あるかなと思うんですけど、そういったものはご存じですか。

○議長【石崎幸寛君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 存じておりません。申し訳ありません。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 地域未来塾っていうのは、文部科学省のホームページにも載ってるんですけど、学習がおくれがちな中学生、高校生などを対象に、退職教員や大学生などの地域住民などの協力により実施する、原則無料の学習支援。一応ですね、平成30年11月現在ですと、実施取り組み数が、中学校が全国で2,820、高校が175、実施自治体数が、中学校は46都道府県、157市町村、高等学校は9都県。目標としては、2019年度までに5,000中学校区で地域未来塾を実施し、高校生の支援を全国展開するっていうふうにあるんですけど、これが今、例えば教育長のほうでおっしゃられた各学校とかっていうふうな形に、今の図書館でやってる学習サポートを、形態を変えてじゃな

いですが、基本的にボランティアさんを使っていていうところでは変わらないかなと思うんですけど、それが今、教育長のほうでおっしゃられた各学校っていうのが地域未来塾といったものに当たるんじゃないのかなとは思いますが。それなので、ぜひそういったものを具体的に話を進めていただけるとすごくいいのかなと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、あともう1つ。冬休みの学習サポートのときに子供たちにちょっと言われたことなんですけれど、私立高校の入試って、ご存じのとおり、お正月三が日明けすぐにあったりするかなと思うんですけど、範囲まで終わってないっていう話があったんですね。この貧困とっていうふうに結びつけるとちょっと無理があるのかなと思うんですけど、塾に行ってる子たちって、そういったところ、カバーできるのかなと思うんですけど、塾に行っていない子たちってそこまでのカバーができないんじゃないかなと。そういったところを聞くとどうなんだろうって僕は思うんですけど、教育長のほうはどういうふうにお考えになりますか。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚、それ、ちょっと通告からずれてる気がしますんで、それ、意見どまりしてもらえませんか。

○3番【篠塚啓一君】 わかりました。じゃ、それはやめて。それは、じゃ、後でお伺いしに行きたいと思えますんで、よろしくお願いします。

先ほど教育長の答弁にあったように、具体的な調査っていうのは行ってないということだったんですけど、それはこれからも調査を行う考えてっていうのはないということですか。それとも、今後はあるっていう形になりますか。

○議長【石崎幸寛君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 現在のところは予定しておりません。予定してないっていうよりも、先ほど申しましたように、貧困、貧困に関わらずということで、学力の低い子供は学校の中で一定程度把握しているので、そういったものに対する支援を十分に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、行う計画はないということで理解はしたんですけど、できればそういった学習する機会、平等な機会っていうか、そういったものが十分に与えられるような形をとってもらいたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次に2点目の野良猫対策についてお伺いしたいと思います。

野良猫にみだりに餌を与えることで猫が集まり、その周辺の住民に迷惑をかけている行為が散見されています。周辺の住民の方々は、話し合いを行うにしても、地域住民間の対立を生んでしまいかねないことを恐れ、言い出すことができず、日々悶々と暮らし、大変なストレスになっている事例も多々あるようです。

そこで、町として実効性のある野良猫対策としてどのようなものがあるかと考えるのか。また、現状どのような対策をしているのか、お聞かせください。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。地域生活課長。

(地域生活課長 川島信一君 登壇)

○地域生活課長【川島信一君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

野良猫に関しては、町に寄せられる相談または苦情で多いものは、勝手に家の敷地に入ってきて、ふんをされて困るというものです。こういった場合には、その相談者に対して、かわいそうだからといって餌を与えないこと、また、飼い猫がいる場合はその飼い猫に与えた餌を野良猫が食べに来る場合があるので、飼い猫は室内で飼うことを助言しているところであります。

また、野良猫が発生する理由の1つとして、猫が子供を産んだ場合、飼い主がその子猫たちの処置に困って捨ててしまうという事案が想定されるため、そのような事態を未然に防ぐため、町としては猫の不妊手術について財政的な支援を行っているところであります。

法的に直接的な捕獲が難しい中、実効性のある野良猫対策は限られておりますが、今後とも飼い主を初め町民の皆様に適正な飼い方を働きかけることなどにより、野良猫対策に取り組んでまいります。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今答弁をいただいたんですけど、無責任な餌やりとかはっていうことで、今答弁いただいたとおりでと思うんですね。野良猫への無責任な餌やりっていうのは、かわいそうって思うだけで不妊や去勢手術をせずに屋外で餌を与えてしまうことで、逆に望まない妊娠っていうかそういったのがあって、子猫が増えてしまうとか、かわいそうな猫をさらに増やしてしまっているっていうような状況を繰り返してしまってるんだと思うんですけど、実際にはそういった、例えば餌をあげないでくださいとか、室内での飼養を勧める、飼うということですね、それだけでなかなか実効性っていうのは出てこないかと思うんですけど、どうですか。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 先ほども答弁しましたように、なかなか法的に直接的な捕獲が難しいというのが猫でありまして、それに、猫に対して本当にどうやったらいいのかっていうのは難しいところですけども、町としては現在、飼い主を初め町民の皆様に正しい飼い方、それについては毎年2月を正しい猫の飼い方推進月間と定めた県と連携して、正しい猫の飼い方の周知を図っておりまして、そういった形での事業の推進というのを進めております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 今、室内飼養っていうお話もあったんですけど、飼い猫を屋外へ自由に移動させたり、また、明確に所有者の明示をしない方っていうのがいらっしゃるから、行政で例えば捕獲できないとか、そういった理由の1つになってるのかなと思うんですけど、そこで、犬と同様に登録制度、そういったものを制定するお考えっていうのはないですか。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 犬の場合は狂犬病という病気がありまして、登録することにより、また予防接種を接種することにより、そういった病気が広がらないようにしてるという背景があります。猫の場合はそういったことがありませんので、ほかの野生動物と一緒にような形っていうことになると思うんですけども、登録制度については現在法的にも定まっておられませんし、町での登録制度も考えておりません。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 猫も感染症とかの病気があるかと思うんですけど、その点はどうお考えですか。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 犬の狂犬病の場合は、もし人間がその狂犬病にかまれた場合、もう治療の手段というのがなくなるわけで、予防接種というのありません。それですので、抑えるために至急にワクチンを打つという方策しかなくなり、死に至るわけなので、そういう恐ろしい病気が犬の場合ありますので、こういった登録制度ができてるわけですが、猫の場合はそういったのが今のところないということですので、登録制度はありません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、先ほど不妊手術の助成っていうお話があったかと思うんですけど、それはあくまでも対象っていうのは飼い猫になりますよね。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 現在町のほうで実施しております猫の不妊治療については、1世帯当たり1年間に1匹ということで、限られた予算を広く町民に補助するために実施しております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 飼い猫でいいんですよね、だから。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 おっしゃられとるように、飼い猫に対する不妊治療が対象になります。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうするとお聞きたいのは、何をもって飼い猫っていうふうに判断するんですかね。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 飼い主のほうでこの猫が飼い猫だっていう申請をもとに、飼い猫と判断しております。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、あくまでも自己申告っていうことでいいんですかね。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 そのとおり自己申告、住民の皆さんの良心に基づいて申告していただいているということで、それに基づいて判断しております。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、自己申告でもいいんですけど、あくまでも対象となった猫っていうのは町では登録とかをして把握するんですか。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 先ほど説明しましたように、犬は登録制度、ありますが、猫について

は登録制度は、ありません。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 どうやってそうすると把握するんですかね。世帯でっていうことになるんですか、そうすると。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 先ほども説明しましたが、1世帯当たり1年間に1匹ということで、限られたような予算を広く町民に補助するためということを実施しております。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、猫というよりはその世帯でっていうふうに町では把握して登録してるっていう、登録っていうか把握をしてるっていうことでもいいんですか。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 あくまで1世帯当たり1年間に1匹という形で、申請があった場合、それを補助をしてるということになります。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、町の方の良心というようなことになるのかもしれないんですけど、飼い猫かどうかまではわからないっていうことですよ。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 確かに飼い猫として管理してるかどうかまでは、その先まではこちらでは把握しておりません。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 わかりました。そうしますと、今ちょっと1点お伺いしたいのが、さくらねこ無料不妊手術事業っていうのをご存じですか。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 すいません、私のほうではまだ把握しておりません。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 簡単に説明させてもらおうと、公益財団法人動物基金というところから、無料で不妊去勢手術が受けられるチケットの交付を受けるわけです。県内で言うと、足利市が唯一この事業を手がけてます。平成30年度は140枚のチケット、いただいて、これはどういうものかっていうと、住民とか、あとボランティア団体と連携して、TNR活動っていうのがあるんですけど、TNRっていうのは、飼い主のいない猫を捕まえて、トラップですね、トラップのT、それから不妊去勢手術を行い、ニューターっていうN、それとあと、元の場所に戻す、だから野良猫を不妊とか去勢手術をして戻す、リターンということですね、で、TNR活動っていうのがあるそうです。

手術を終えた猫からは当然子猫が生まれないため、飼い主のいない猫の頭数制限が見込まれているということで、足利市では、先ほどもお話ししたように、平成30年度は140枚のチケット、これ、行政枠っていうのがあって、申し込むと多分もらえると思うんですけど、140枚全て使い切ったそうです。平成31年度は倍の280枚のチケットをもらって、病院は市のほうで探したそうです、協力

してくれる病院のほうを。そういった形で、上三川もこういった事業って手がけるような形っていうか、検討してもらおうことっていうのはいかがですか。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 すいませんでした、私のほうで把握しておりませんでしたので、その辺につきましては調査・研究させていただきます。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 ぜひ調査・研究っていう、がさらに一歩進んでいただいて、取り入れていただいて、少しでもそういったかわいそうな猫っていうか、そういったものが減るような形をとっていただければと思います。

今、テレビでもさだまさしさんがACジャパンっていうか、「にゃんぱく宣言」っていう歌を歌ってるのはご存じかと思うんですね。ここで歌を歌うちょっと勇気はないので、内容で説明すると、「おまえ、俺の飼い主ならば、俺の体、俺より管理しろ。家の外に出してはいけない。飼えない数を飼ってはいけない。忘れてくれるな、俺の頼れる飼い主は、生涯おまえただ1人」っていうふうに歌ってるわけなんですけれど、先ほど課長の答弁の中にもあった室内飼養。外に出してはいけない。それから、飼えない数を飼ってはいけないっていうのは、多頭飼いっていうやつですね。猫屋敷っていうか、そういったところになってしまってることも多分町にも散見されるかなとは思いますが、そういったことを、禁止っていうわけじゃないですけど、気をつけましょうねっていう啓発の歌になってるかと思いません。

先ほど、犬は登録制をとってる、狂犬病とかがあるっていうことなのでっていうことだったんですけど、町のホームページにも畜犬登録っていうページはありますよね。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 犬の登録についてのページはあります。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そこでお願いなんですけれど、同じように町のホームページに猫を飼う、ガイドラインっていうところまでは難しいのか、ちょっとあれなんですけれど、例えば飼うっていうのはこういうことっていうか、室内飼養を勧めるとか、それからあと1頭当たり飼うのにこれぐらい年間費用がかかるよとか、ある程度の飼うためのガイドラインっていったのを載せることっていうのはどうですか、お考えとして。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 今現在、猫については栃木県の動物愛護センターのほうで、猫で困ってる方とか、飼い方についてのホームページのほう、掲載がありますので、町のほうでもそういったことでの検討はしたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 ぜひ、検討していただいて、前向きに進めていただければなと思います。

最後に、アニマルホーダーっていう言葉、そういったものって聞いたことはありますか。

○議長【石崎幸寛君】 地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 すいません、勉強不足で、そちらも聞いたことがないです。

○議長【石崎幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 後でちょっとネットで検索していただければなと思うんですけど、アニマルホーダーっていうのは、必要以上に動物を集めて飼ってしまう人のことを指すそうです。つまり、自分で面倒を見ることのできる範囲を超えて、複数頭の例えば猫とか家の中で飼うとか、あとは自分の周りに集めてしまうとか、そういった形のことをアニマルホーダーっていうふうと呼ぶそうです。

こういった方っていうのは、保護をするっていうか、自分のところに集めることで自分の心の充足っていうか満足、そういったものを感じてしまって、例えばきれいにしてあげないとか、そういったものが逆に虐待に当たる、そういった気持ちもなくなってしまうようなので、いわゆるごみ屋敷にしてしまうのと同じ、精神的な疾患っていうか、疾患って言ったらいけないのかもしれないんですけど、そういったことだそうなので、ぜひ、もしそういったところがあるようでしたら、町としてもカウンセリングをしていただくとか、そういった形で、少しでもかわいそうな猫とかそういったものがなくなるようにしていただければと思います。これで僕の一般質問を終わらせていただきます。

○議長【石崎幸寛君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時56分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

子ども家庭課課長より発言の申し出がありますので、これを許します。

子ども家庭課課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 先ほど篠塚議員の質問の中で、相対的貧困率の算出方法についてお答えさせていただきましたが、その中で、等価可処分所得の平均値の半分をとというようなご説明をさせていただきましたが、平均値ではなく、中央値の誤りでございます。訂正させていただきます。失礼しました。

○議長【石崎幸寛君】 3番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・田崎幸夫君の発言を許します。1番、田崎幸夫君。

(1番 田崎幸夫君 登壇)

○1番【田崎幸夫君】 1番、田崎でございます。町民の皆様のですね、ご支援をいただきまして、今回初めての一般質問となります。非常に緊張しておりますがよろしく願いいたします。

また、世界的にですね、問題となっておりますコロナウイルスについて、町として対応に対してありがとうございます。引き続き迅速な対応をお願いするところでございます。

今回ですね、2つについてお伺いさせていただきます。

1つ目は、人事評価、2つ目はメンタルヘルスケアについてお伺いいたします。

能力、勤務態度に対する評価はですね、一般的には人事考課と言われ、賃金の管理、異動の配置、能

力の開発等に活用されております。また、評価には入社年次、経験などを考慮して行う年功の評価、職務の内容を見きわめる職務評価、スキルなどを見きわめる能力評価、挙げられると思いますが、上三川町では人事評価と称されているようですが、上三川町の人事評価についてお伺いさしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町における人事評価制度につきましては、地方公務員法が改正されたことに伴い、能力、実績に基づく人事管理を行うべく、平成28年度より実施しているところでございます。人事評価制度の運用に当たりましては、被評価者の範囲や評価期間、評価の手法等を定めた上三川町職員の人事評価の実施に関する規定を制定しているとともに、人事評価の目的やより具体的な手法を明記した人事評価制度マニュアルを作成し、それらに沿って行っているところでございます。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 それでは再質問させていただきます。

評価者についてですね、評価者訓練と、また外部の講習会とかに参加されてですね、公平かつ平等に行われているか、お願いします。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 評価者の訓練ということでございますけども、現在町のほうで実施しております人事評価制度につきましては、専門的な知識を持つ民間事業者に依頼いたしまして、人事評価制度マニュアルを策定したところでございます。また、制度導入の初年度に全職員を対象に、また、次年度に評価者のみを対象に説明を行うなど、公正公平な人事評価に努めているところでございます。また、新たに評価者となります新任の係長に対しましては、その者を対象に評価者研修を実施しているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 評価者訓練を行っていると理解できました。

この訓練をですね、受けたことによって、理解度というか、その辺の確認はどのような方法で行われているのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 評価の理解度っていうことに関しましては、評価の結果を見た中で判断するような形になりますけども、評価につきましては1次評価者と2次評価者を決めた中で実施することで、公正公平な人事評価に努めているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 その、じゃ、1次評価者、2次評価者、例えば1次評価者を、わかんないです、

わかんないんですけど5段階で評価したとします。1次評価者が仮に4で評価しました。2次評価者は、いや、4ではないよ、5だとか3だとか、変更があった別の、お互いがレクチャーして再度評価するのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 どうしても評価者によりまして甘辛などの隔たりが生じてくると思ってくると思っていますので、1次評価者と2次評価者を決めた中で、状況によっては協議をしていたきながら決めているというようなことになってございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 じゃ、評価についてなんですけども、被評価者、評価者が面談をすると思うんですけども、一般的には期初にですね、今期の目標、ターゲットを明確にして、評価者と被評価者が面談してすり合わせを行い、中間の実績で面談を行って、期末にですね、年間実績の面談を行って、評価者と被評価者とのコミュニケーションをとることが大切だと思っておりますけども、町ではどのように行っているのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 評価者と被評価者の面談ということでございますけども、これについては町においては4月から5月の間に目標を設定していただくことになってございますが、そのときに、まず期首面談ということで開催しているところでございます。また、1月から3月の間に最終的な達成度の評価を行うこととなりますが、この時期に期末面談ということで実施しているところでございます。中間については実施してございません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 中間には実施していないということですけども、やはり中間でですね、被評価者の中間実績を確認して、そこに何らかの指導なりが入るものと思いますので、ぜひその辺をご検討をお願いいたします。

それとですね、その評価結果なんですけども、被評価者にですね、結果が周知されているのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 評価の結果ということに関しましては、期末面談をやってございますので、その中で評価等について被評価者に伝えるような形になってございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 評価についてですね、さらなるスキルアップをしていただいていたことが大切であることと、あと、当然マイナス評価された人はですね、モチベーションは下がると思うんですけども、その辺をどのような対応、指導を行っているのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 評価シートにおきましては、評価される箇所や改善を要する箇所を設けまして、ヒアリング等、意見交換等を行う中で評価を行っているというようなことがございます。

こうした中で、このヒアリング等において適切な指導を行うことで、スキルアップやモチベーションの向上につながっているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ぜひともですね、特にマイナス評価された方にはですね、その辺のモチベーションを上げるために適切な指導をお願いしたいと思います。

また、評価シートですね、保管期限、これ、規定で見ると5年ってなってるんですけども、規定で見ますと、第12条に、「人事評価シートは、第11条第2項及び第4項の確認を実施した日の翌日から起算して5年間、総務課において保管するもの」と記載されておりますけども、この5年の根拠ってというのは何ですかね。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 5年を決めた明確な根拠ということに関しましては承知してございませんが、5年程度保存することによって、今後予想される苦情等に対しては対応できるだろうということで、5年で設定しているもんだと思ってございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 この人事評価なんですけども、当然かなと思うんですけど、昇給とか昇格、一般的には賞与と言われておりますけども、町では期末手当と称しているようなんですけども、それらにですね、当然反映されてくるのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 人事評価の結果につきましては、任用、給与、勤勉手当など、その他の人事管理の基礎として活用しているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 保管期限、5年ではですね、昇給はともあれ、昇格ですね、これには適正か適正じゃないかというのは判断しにくいと思うんですけども、当然職場異動もあれば。やっぱり昇格となると、過去何年かの成績っていうのは見て、この人は望ましいとか、何だ、5年前はこんなにひどかったじゃないとか、6年前、そんなことも出てくるんじゃないと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 現在5年ということで決めているところでございますが、今の5年という中で、またそれが短いか長いかっていうようなことは把握できてございませんので、その期間については今後人事評価制度を継続した中で精査してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ぜひですね、その保管期限については検討して、参考までにです、一般的に会社ではですね、10年とか、さらには在籍期間中とか、そういうところもありますんで、その中で当然、適材適所っていう部署があると思うんですよ。例えば現場にいてはだめだったけど、事務職にしたらすごい能力を発揮してるとか、いわゆるそういう職場異動にもですね、有効に活用できると思いますんで、ぜひその保管期限5年のですね、検討をしていただきたいと。よりよいまちづくり、行政サービスに行うには人材育成が根幹とっておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、2点目についてご質問させていただきます。

一般的に人事評価等を行うとですね、被評価者にはストレスを感じる人も出てくると思います。上三川町においてのメンタルヘルスケアについての対応をお伺いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

心の病は大きな社会問題となっておりますが、本町におきましても心の病を罹患し、公務の執行が困難な状況に陥る職員が一定数在職しております。

こうした状況を鑑み、職員が心の病に陥ることを未然に防止するため、メンタルヘルスケアにおける施策として、専門研修への派遣やストレスチェックを実施しております。専門研修への職員派遣につきましては、職員を監督する立場にある係長クラスの職員を、毎年度5名程度、栃木県市町村振興協会等が実施しておりますメンタルヘルス関連の専門研修に派遣し、メンタルヘルスケアに精通した職員の育成を行っております。

また、ストレスチェックを全職員を対象に労働安全衛生法に基づき実施し、その結果を本人にフィードバックすることで自分自身のメンタルにおける傾向などを確認させております。

以上で答弁終わります。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ただいま町長の答弁の中でですね、ストレスチェックを行ってフィードバックしてるということで、その点、理解はできるんですけども、じゃ、職員がですね、生き生きと働けるためにどのような施策、心の健康確保ですね、この辺をどのように町として図られているんでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 職員が生き生きと働くことができるようにするためには、やはり心の健康を確保するというようなことは重要だと考えてございます。

こうしましたことから、先ほど町長から答弁いたしましたように、ストレスチェックを実施するとともに、係長級の職員の研修への参加ってというようなことを実施してございます。また、安全衛生管理委員会を設置しまして、職員の健康管理や職場環境を形成するために議論を行っているというような状況でございます。

また、過重労働を防止するってというようなことも重要だと考えてございますので、毎月第2と第4の水曜日においては、原則残業を行わないような日と設定しているとともに、時間外勤務についても

月45時間、年間で306時間というような上限を設けて、心の健康確保に努めているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 ただいま答弁の中にですね、過重労働者を防止するとありますけど、この町の中には過重労働者という、労働者の人はいないという理解でよろしいんですね。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほど申しましたように、月45時間、年間で360時間の上限を設定してございますけども、これを超えるような職員はいないと認識してございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 先ほどストレスチェックを年1回行われてるということですけども、このストレスチェックのシートの保管期限ですね、これはどんな形で管理されているのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 ストレスチェックの結果につきましては、本人のみの通知となっておりますので、総務課といたしましては本人が何年保管しているかというようなことについては承知してございません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 労働安全衛生法ではですね、このストレスチェックシートってのは5年間保管すると規制されておりますんで、その辺の改善をご検討していただきたいと思います。

あと、高ストレス者が発生した場合のですね、対応はどのように行われているのでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 ストレスチェックにつきましては、個人にその結果が通知されるというような状況になってございまして、その結果通知の中で産業医の面談を案内するような一言が入っているというふうな状況になってございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 これも条例の中にあるんですけども、産業医から連絡が今行くということをおっしゃってましたけども、第29条にですね、「法の要件に該当する職員から申し出があった場合」というんですけども、これを見ると、本人の申し出がないとそういう面接指導を行えないというふうにとれるんですけども、これはどうなってるのでしょうかね。

○議長【石崎幸寛君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほどもお答えさせていただきましたように、ストレスチェックにつきましてはあくまでその内容については本人しかわからないというような状況がございまして、本人からの申し出でないとわからないというような状況になってございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田崎幸夫君。

○1番【田崎幸夫君】 会社なんかはですね、人事担当者がこの辺を把握するっていうこともありますんで、この辺もちょっと検討していただきたいと思います。

以上、冒頭でも申し上げましたけども、コロナウイルスについて、執行部皆様ですね、協力し合って、この町から1人も発症者が出ないように努めていく所存でおりますので、何かございましたらお申しつけのほういただければ幸甚でございます。以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長【石崎幸寛君】 1番・田崎幸夫君の発言が終わりました。

○議長【石崎幸寛君】 一般質問の途中ではありますが、本日はこれで延会といたします。なお、明日5日も午前10時から一般質問を行います。大変お疲れさまでした。

午後3時20分 延会